

資料1 個人住民税WT 全国委員会への対応方針（補修案件）

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | | 事前確認情報 | | 住民への反映方針 | | WT事前確認 | | WT対応 | | 参加状況 |
|------|-------|--------|--|---|--------------------|-----------|--|--|--|-------------|------------------|--|--|---|--------------------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 住民への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 対応方針 | 確認項目 | 確認項目 の 内容も反映 | 住民員調整等 の 高橋的な議論も併せてご提案ください | 住民への反 映 | |
| 3240 | 11.2 | 基本情報管理 | 記録日現在の他業種情報（住居情報、住居外情報、雇用情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の基礎となる情報を抽出し、前年度の基本情報を一括で更新・更新（登録、参照、修正、削除）できること。個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。 | 記録日現在の他業種情報（住居情報、住居外情報、雇用情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の基礎となる情報を抽出し、前年度の基本情報を一括で更新・更新（登録、参照、修正、削除）できること。個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。 | | | | | 他に「忘れがちな（住居と住民記録、課税と雇用記録連携、介護と介護記録連携、生活保護と生活保護記録連携、後期高齢記録連携、障害者記録連携）や前年度の課税情報から、課税の基礎となる情報を抽出し、前年度の基本情報を一括で更新・更新（登録、参照、修正、削除）できること。個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。」 | 反映する | | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3741 | 11.2 | 基本情報管理 | 記録日現在の他業種情報（住居情報、住居外情報、雇用情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の基礎となる情報を抽出し、前年度の基本情報を一括で更新・更新（登録、参照、修正、削除）できること。個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。 | 記録日現在の他業種情報（住居情報、住居外情報、雇用情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の基礎となる情報を抽出し、前年度の基本情報を一括で更新・更新（登録、参照、修正、削除）できること。個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。 他業種情報等を取り込みの際に、当該情報を課税情報に利用するか否かを選択できるようにする。 (実装すべき機能) | | | | 他に「住居と住民記録して、作成した情報を反映する機能に必要となる情報を反映する機能も想定している。」とあるが、居住者の住所の取得には、取り込まれた他業種情報から住所取得情報、障害者情報はあくまで参考程度として取り、当該情報の追加は本人の申告を求めていることと認識しているため。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 「住民に反映させる」→「課税データに反映させる」ではないと認識しています。 「住民に反映させる」→「課税データに反映させる」であれば、実装（当該情報を課税情報に利用するか否かを選択できる）を実装すべき機能とすべきと思います。 | | | | 当該機能は、前年度の公表の住所の取得に要するものであり、当該の課税データには、当該課税情報等を基に算定する想定であるため、「課税データに反映させる」からの選択は不要（機能の目的が異なるもの）として整理します。ただし、備考欄の記載を以下の通り修正し、説明のない事項となるよう修正します。 ＜備考欄の記載＞ 11.1.取得と連携して、作成した前年度の住所に、課税情報に必要となる情報を反映する機能も想定している。 | |
| 3 | 11.20 | 基本情報管理 | 実装すべき機能 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | 実装すべき機能 ・障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | | | | 記録決定（申請決定・情報対象承認）のため（記録日での課税情報を更新するための） | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |
| 483 | 11.20 | 基本情報管理 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 ・期末日、喪失日（もしくは前年度の所得状況がわかるように） | | | | 障害者情報更新の旨を判断するに、期末日・喪失日（もしくは前年度の所得状況の更新）が必要。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |
| 733 | 11.20 | 基本情報管理 | 記録項目の追加 手帳の交付日、廃止日 | 記録項目の追加 手帳の交付日、廃止日 | | | | 手帳の交付が必要となる場合があり、住民の手帳の更新も必要となる | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |
| 1896 | 11.20 | 基本情報管理 | 印刷交付日、更新日、期限等の通知。 | 印刷交付日、更新日、期限等の通知。 | | | | 手帳の交付がない場合でも、本人の意思がある場合は、印刷の対象となるかの確認を行っているため。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |
| 2615 | 11.20 | 基本情報管理 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 ・手帳交付年月日 ・手帳更新年月日 ・手帳更新交付年月日 ・有効期限終了年月日 ・障害者記録認定書の情報 ・障害者記録認定書の区分 | | | 地方税法第256条の効期経過後の条となるのは、記録日現在の障害者であり効期3か月以下であるため。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 「手帳交付年月日」を「印刷手帳交付年月日」に修正してください。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。また、「手帳交付年月日」は、「印刷手帳交付年月日」として項目に含めます。 | |
| 3356 | 11.20 | 基本情報管理 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | 障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報（障害者に該当するものとして市町村長の認定を受けている者を含む） ・障害者情報の更新 ・障害者情報の登録 | | | 市町村長が256条の効期経過後の条となるのは、記録日現在の障害者であり効期3か月以下であるため。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 | |
| 6412 | 11.20 | 基本情報管理 | | 障がい者情報には適用日や廃止年月日も含めること。 | | | | 市営に認められ、市営の施設に預けられることが前提になり、住民サービスの向上につながる。 | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |
| 6514 | 11.20 | 基本情報管理 | なし | 障害者情報に障害者手帳交付日も追加 | | | | 障害者手帳の交付を確認し、適正に課税するため | 反映する | 実現しなくてもよい機能 | 必要 | 住民員調整等 の内容も反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4265に包含されていると考えます。 | | | | | 4265年の関連するご意見と合わせて連携項目を整理します。 |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及率向上への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | ※この資料は修正は完了していません。 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|---------|--|--|---|-----------|----------|--|---|------------|--|------------------------|-----------------|--|--|------|------------------------------------|-------------------|-------|------------|------|------|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT前段階 | | 事後対応 | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の軽減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反 映 | 事務負担 削減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 ※具体的な確認も併せてご確認ください | | | | | 反映への反 映 | | WT対象 | |
| 4079 | 11.35 | 世帯管理 | | 所得金額調整控除対象の扶養控除を追加する。 | 平成30年度税制改正による地方税法の改正 | | | | 給付に準じた給付を行い、課税内容の事 業調整を行うためには必須の機能である。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 給与支払報告書の場合、対象が把握できないため、不要な案件と考えます。 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 2843 | 11.35 | 世帯管理 | 課の扶養者 | 課の扶養者 | | | | | 文書の整備 | 反映する | | 普及率向上 の内容を反映 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 5932 | 11.35 | 世帯管理 | 扶養者の所得世帯や扶養者から扶養控除をみた場合、課の扶養者になっているの確認ができること。 | 扶養者の所得世帯や扶養者から扶養控除をみた場合、課の扶養者になっているの確認ができること。 <u>課長者の所得控除や課長者から扶養控除をみた場合、課の扶養者になっているの確認ができること。</u> | 地方税法第24条第1項第1号、第2号 課長者課税等・課長の認定により、同 一市町村課税等課長者から扶養控除をみた場 合、課の扶養者になっているの確認ができること。 | | | 対象者が市民であった場合に、課の考 慮となっていないが世帯管理の画面で 確認が可能であることにより、扶養認定 のオンライン力の向上に寄与して課長 確認を行うことを避けることができず、 それに課税誤りも防ぐため。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 (扶養者→課長者に変更) | 反映する | | 「扶養者」を「課長者」に変更のうえ反映します。 | | | | | | |
| 3955 | 11.37 | 世帯管理 | | 扶養認定対象者をリストアップし、個人間などら で扶養するかの照合文書を出力できるようにする。 (扶養と税務課特別控除の2重取りにならないよう チェックが分かること) | | | | スムーズに扶養認定できることが、税額改正のオ イキングを早めることにつながり、1課長ごとの税 額の確認を減らすことにつながるため、住民サービ スに貢献する | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映しない | | 6.1.14に包含されるため不要と判断します。 | | | | | | |
| 1001 | 11.4 | 基本情報管理 | そもそも考慮されていない | 死亡年月日の通知 | 自治課税の通知日が1月1日であったと しても、そのデータの取り込みは、それ 以降の作業となる。課税の標準日から編 訳決定までの間の転出者を管理するに 対し死亡者が含まれていないのは認識 がある。 | | | | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 【注】転入日付でなく、死亡や転出通知も管理する。項目番号は1.14でなく、1.14が正しいのでない。また、1.14の通知の場合、転出・転入日付でなく、死亡や転出通知も管理する。 | 反映する | | 1.15の連携項目に「死亡年月日」を追加します。 | | | | | | |
| 2629 | 11.40 | 物件情報管理 | 管理課税対象者の物件情報（所在地、方角、郵便 番号、電話番号、送付先）を管理（印刷、登録、修 正、削除）できること。 | 管理課税対象者の物件情報（所在地、 方角、郵便番号、電話番号、送付先）を管理 （印刷、登録、修正、削除）できること。 | 地方税法第24条第1項第2号の規定は、 自治体への課税、課税文書の送付を する個人で課税期間内に住所を申し ない者であるため。 | | | | 反映する | | 普及率向上 の内容を反映 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 824 | 11.41 | 事業所情報管理 | 事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字） | 事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字・ 「-」等の記号） | 事業所名として使用されているため | | | | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 1359 | 11.41 | 事業所情報管理 | 自治体からの利用履歴情報の提供が行えること。 新課に登録が必要な事業所については、取り込み情 報から登録に失敗ができること。 | 利用課の提供が集中する12月～2月にお いて、登録システムへの連携または転送 事業所登録の事務負担軽減にもなるため。 | | | | | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 普及率向上 の内容を反映 | 反映する | | オプション機能として、eTaxからの利用履歴情報の連携を追加します。 | | | | | | |
| 5 | 11.42 | 事業所情報管理 | (実況データ機能) 事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名、 漢字・カナ・アルファベット・数字）、連絡先、 所在地、電話番号、メールアドレス、個人事業主・法人 の区分、電子申告、返戻有無、休業、稼働区分（法人 税、消費、軽減、取卸）、稼働年月、異動入力力、 特別徴収調整者決定番号、課税調整番号、eTaxの課 税（M4）を管理（登録、参照、修正、削除）できる こと。 | (実況データ機能) 事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名、 漢字・カナ・アルファベット・数字）、連絡先、 所在地、電話番号、休業、稼働区分（法人 税、消費、軽減、取卸）、稼働年月、異動入力力、 特別徴収調整者決定番号、課税調整番号、eTaxの課 税（M4）を管理（登録、参照、修正、削除）できる こと。 | 利用課との連携に使用するため、現 在、給与支払報告書の送付枚数を税務署 に提出する際に、税務署のデータと自治 体のデータ連携取組番号を照合して課税 しているため。 また、今後、税務署の所得控除を連携取 組している事業所のデータを、給与支払 報告書提出事業所の課税に使用するこ とを検討している。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 「連携取組番号」が不明のため、不要な案件と考えます。 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 要検討 | ● | 給与支払報告書の送付枚数を税務署に報告する報告書に利用する。税務署のデータと税務システム 管理しているデータを照合するための連携の管理の要も確認します。 | | | | | | | | | |
| 410 | 11.42 | 事業所情報管理 | 基本情報（法人番号、事業所名…） | 基本情報（法人番号、事業所名…）がない… | 現在事業所画面ではよりがな伊表、同一住所 対応の順に相手事業所名の取り込みを避ける ため。 | | | | 反映する | | 実施データ 機能 | 普及率向上 の内容を反映 | | 【A前段階】 【B前段階】 【C前段階】 【D前段階】 【E前段階】 【F前段階】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及期への対応方針（補修要件） | | | | | | | | | | | | | ※この資料は修正版ではありません。 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-------|-------------|---|---|-------------------------|-----------|----------|--|-----------------------|--------|-------------|---|--|---|-----------------------------|--|-------------------|--|-------|--------|------|------|--|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | | 事前確認要件 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT前準備 | | 事後対応 | | | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反映 | 事務負担の軽減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員連携等 ※具体的な機長も併せて記載ください | | | | | 反映への反映 | | WT対象 | | | |
| 1398 | 11.42 | 事業所情報管理 | 事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字) | 事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字・記号) | | | | | 事業所名に記号が含まれていることがあるため | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | |
| 956 | 11.42 | 事業所情報管理 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字))、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字)、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。 | | | | 「か」(記号)を含む事業所名も存在するため | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 2460 | 11.42 | 事業所情報管理 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字))、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字))、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。なお、特別徴収義務者指定番号は、自動計算のほかに、個別指定にも対応すること。 | | | | 都府県により、特定の事業所について指定された指定番号を付与する必要があるため。 | 反映する | | 実装すべき機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 374 | 11.42 | 事業所情報管理 | 納税区分に統合性を追加。 | | | | | 当年度の納税の報告は当該法人から納税の報告の可能性がある。報告の場合、当該法人ではなく合併先法人から納税の報告が想定される。連携の解除と統合性を反映しない。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 479 | 11.42 | 事業所情報管理 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字))、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。 | 事業所情報には、基本情報 (法人番号、事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字))、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、送付先、納税、納税区分 (法人・個人事業、納税、取消)、納税年月、異動入力日)、特別徴収義務者指定番号、eTAXの納税ID、特記事項 (メロ) を管理 (登録、参照、修正、削除) できること。 | | | | 事業所情報にeTAXの利用IDも管理することで、事業所からの問い合わせに迅速に対応することができ、住民サービスと職員業務効率の向上が見込めるため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 623 | 11.42 | 事業所情報管理 | 事業所名 (漢字・カタ・アルファベット・数字) | 左記 () 書きに「ひらがな・記号」を追加する。 | | | | ひらがな・記号を含む事業所名があるため | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 509 | 11.43 | 事業所情報管理 | 納付書送付の要・不要 | 納付書送付の要・不要 | | | | 納付書の送付が不要という事業所がないため | 反映しない | | | | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映しない | | 11.53に改善されている判断です。 | | | | | | | | | |
| 692 | 11.46 | 特別徴収義務者情報管理 | 特別徴収義務者単位での課税情報 (月別額、特別徴収額) (※数値) を登録に設定すること。 | 特別徴収義務者単位での課税情報 (月別額、特別徴収額) 連携記録簿の課税 (※数値) を登録に設定すること。 | | | | 課入で連携情報がある月は場合、課税簿を作成するため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 6474 | 11.47 | 特別徴収義務者情報管理 | | 実装すべき機能に下記を追加する。 更正月に期間がある事業所 (例えば通常の更正日より一月前から更正入力済しはじめる事業所) を登録できること。また、その事業所に所属する従業員を更正しようとするとき、アラートが出ること。 | 更正の対応に時間を要する事業所からの要望対応。 | | | | 更新 | ● | | 更正月に期間がある事業所 (通常の更正日より一月前から更正入力済しはじめる事業所) を登録できること。また、その事業所に所属する従業員を更正しようとするとき、アラートが出ること。 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映しない | | ご留意より、要件化は不要と判断します。保証する事業所については、メロ機能による管理を想定します。 | | | | | | | | | |
| 203 | 11.5 | 基本情報管理 | | ・輸出予定日 ・輸出確定日 ・消通開始日 ・消通終了日 ・消通事由 | | | | 課税客単位の機長的な把握による業務削減のため 削減効果：1人×10時間 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員連携 (IPD) 記載の内容も反映 | 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 【対応済】 問題ありません。 | 反映する | | 実装すべき機能として項目を追加します。 | | | | | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | 事前確認段階 | | 仕舞への反映方針 | | WT事前確認 | | WT事後確認 | | 事後対応 |
|------|---------|----------------|--|--|--------------------|-----------|----------|----------|--------|------------|------------|-------------|---------------------|--|--------|------------------------------------|------|
| | | | | | 地方税法（法第・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕舞への反 映 | 事務負担 軽減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認結果 | 確認結果 確認結果 ※異議のある場合は必ずご返信ください | |
| 2337 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3000に包含されていると考えます。 | 反映する | #2039と合わせて、連携項目及び必要性を整理します。 | |
| 2469 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴 ・支庁設置対象者 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴 ・支庁設置対象者 ・住民番号 ・支庁設置対象者 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | #2039と合わせて、連携項目及び必要性を整理します。 | |
| 2470 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・属性 ・戸籍の修正履歴 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・属性 ・戸籍の修正履歴 ・本籍 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #2613に包含されていると考えます。 | 反映する | #2613と合わせて、整理します。 | |
| 3242 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 4156 | 11.5. | 基本情報管理 | 【実装しなくてもよい機能】 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・属性 ・戸籍の修正履歴 | 【実装しなくてもよい機能】 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・属性 ・戸籍の修正履歴 ・本籍地 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #2613に包含されていると考えます。 | 反映する | #2613と合わせて、整理します。 | |
| 4234 | 11.5. | 基本情報管理 | 記載なし。 | 死亡年月日を通知。またここに記載の情報についてはCSV出力可能なことが望ましい。 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | #2039と合わせて、連携項目及び必要性を整理します。 | |
| 4255 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | #2039と合わせて、連携項目及び必要性を整理します。 | |
| 5008 | 11.5. | 基本情報管理 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | 住民記録情報として以下の情報も取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したかの別） ・住民番号 ・支庁設置対象者 | | | | | | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 住民記録の住民番号の要件と考えます。 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 1074 | 11.5.2 | 特別徴収義務 情報管理 | 確定できること | 管理（登録、参照、修正、削除）ができること。 | | | | | | 反映しない | | 実装すべき機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 #2774・#2778・#2452・#2453・#2454 機能要件としては、#2778の物品出力欄を削いでほぼ既設に内蔵だと考えられ、実装しなくても対応が分かれている。本件として仕様として反映しない。11.5.5特別徴収義務情報管理にて「特別徴収決定・変更履歴の事業所内での記録管理」とは受給者番号で設定できること。」を通知しない。機能要件として仕様の違いについて記載がないので、#11.5特別徴収決定・変更履歴管理にて「特別徴収決定・変更履歴の事業所内での記録管理」とは受給者番号で設定できること。」を通知しない。 | 反映しない | 通知事項のソース順については、共通要件での定義として整理します。 | |
| 2644 | 11.5.3. | 特別徴収義務 情報管理 | 確定できること | 管理（登録、参照、修正、削除）ができること。 | | | | | | 反映する | | 実装すべき機能 | 住民組合回答（IPF）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT前準備 | | 事後対応 |
|------|-------|-------------|-----|---|--|--|----------|----------|--|-------------|---------------------|---------------------|--|--|--|-------------------|---|----------------------------------|-------|------|------|
| | | | | | 地方税法(法律・政令・省令)への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反映 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | |
| 378 | 11.53 | 特別徴収義務者情報管理 | | 通知書送付区分の追加(特別徴収義務者、受給者番号、特異出力欄(受給者番号11桁以降)など) | 事業者より納付義務者通知の出力時の内容があるため(受給者番号の一部が隠蔽を特定する事によって、事前納付通知を前章ごとに振り分けための作業量が削減) | | | | | 反映しない | | | | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映しない | | 通知書等のシート類については、共通要件での定義として整備します。 | | | |
| 2845 | 11.54 | 特別徴収義務者情報管理 | | 更新(登録、参照、修正、削除)できること。 | | | | | 更新の制限(当初の設定だけでなく、前月の修正など更新回数もできることを制限) | 反映する | | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 4367 | 11.55 | 特別徴収義務者情報管理 | | 納付特別情報(過払、振込)、納付の特別の徴収、終了も管理(登録、参照、修正、削除)できること。 | 過払者情報について、各システムと連携することで、過払、公費にかかるとする課税事務の量が削減される。 | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。収納業務での必須情報の取得は、原則システムで定義される判断です。 | | | | |
| 2422 | 11.56 | 特別徴収義務者情報管理 | | 特別徴収義務者に対する罰金(住民登録地や振込)状況の確認ができること | 事業者からの振込等に対し速やかに回答する体制の確保のため | | | | 状況確認のため | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 303 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 指定する条件に付次処理ごとの受給対象者のみを抽出することを追加 | 特別徴収義務者に対して多数の納付義務者が届いている場合に、対象者の抽出を問い合わせ等に特許に特許するため。 | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2630 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) ・異動事由 | 事業者からの異動届による通知なのか、申告等によるものなのか、を事業者が判断できるようにする。 事業者対応によるものであれば、提出した内容との一致を確認することとなるが、申告等によるものは、事業者が提出した式を基ににより通知し、納付義務者からの徴収金額を変更する必要が生じるため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2369 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) ・異動事由 ・異動年月日(パッチ処理日ごとのパッチ処理日で異動があった人を抽出する) | 実行のシステムでは検索画面で異動者のみ抽出が可能だが、パッチ処理日に異動なく異動があった人が当てはまるため、パッチ処理日ごとの異動者も抽出できるようにすることで、特異な異動者からの問い合わせ時の対応がスムーズになるため。 | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 3504 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 指定する条件 個人番号 | 対象者抽出の誤りやなくなるため。 | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 3570 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) | 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を登録でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・中央氏名 ・生年月日 ・現居番号(特別徴収通知に印するための自動検索される事業者側の個人番号) ・受給者番号(事業者から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額も、月を指定して抽出する) ・入居日(入居日→入居日の差を指定) | 事業者から登録前の納付修正対象者の問い合わせが度々あるのをその対応に付くようにする | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 6522 | 11.58 | 特別徴収義務者情報管理 | | 指定する条件に異動事由を追加 | 異動事由ごとの抽出が可能となり、入力後のチェックが容易となるため。 | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 徴収割合回答 (P) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | | 事前確認段階 | | 仕舞への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT後確認 | | 参加状況 |
|------|----------------|--------------------------|--|--|--------------------|-----------|----------|--|---|------------|-----------------------|-------------------------|---|--|--|--------------------------------|--------------------------|-------------------|-------|--|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕舞への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 ※具体的な確認も併せてご記載ください | 仕舞への反 映 | WT対象 | | | | |
| 4197 | 11.58 11.59 | 特別徴収義務 情報管理 | | 指定する条件にマイナンバーを追加 | | | | | 同姓同名、同一生年月日の者の区別が必要であるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 3261 | 11.58 | 特別徴収義務 情報管理 | 特別徴収義務者情報に基づく、異動があった個人を承認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 ＜指定する条件＞ ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・児童番号（特別徴収通知に印字するための自動採集される事業所内個人の識別番号） ・受給者番号（事業所から抽出される給与支払明細書に記載されている受給者番号） ・月割額（登録されている月割額も、月を指定して抽出する） なお、「指定する条件」は異動後の条件であり、通知を行うことは可能ではありません。 | 特別徴収義務者情報に基づく、異動があった個人を承認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 ＜指定する条件＞ ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・児童番号（特別徴収通知に印字するための自動採集される事業所内個人の識別番号） ・受給者番号（事業所から抽出される給与支払明細書に記載されている受給者番号） ・月割額（登録されている月割額も、月を指定して抽出する） なお、「指定する条件」は異動後の条件であり、通知を行うことは可能ではありません。 | | | | 「児童番号」は他の番号として使用した方が望ましいことから「事業所内一連番号」として方が望ましい。また、「指定する条件」については、最終版の抽出条件として、通知できることを確認すべきではないか。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 ただし、「児童番号」については施行規則様式で定められていますので、「事業所内一連番号」とするには規則改正が必要と考えます。 | 反映する | | 「児童番号」を「事業所内一連番号」として、表記を修正します。 | | | | | |
| 6569 | 11.58 | 特別徴収義務 情報管理 | | ＜指定する条件＞ ・年齢 | | | | | 特別徴収義務者には、年齢の記載があり、特別徴収義務者との連携時には個人の年齢順により確認することが多いため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 3055 | 11.59 | 特別徴収義務 情報管理 | 指定する条件 | 指定する条件に以下を追加。 ・個人番号 | | | | | 対象者抽出の誤りがないため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 6523 | 11.59 | 特別徴収義務 情報管理 | | 指定する条件に異動事由を追加 | | | | | 異動事由ごとの抽出が可能となり、入力の手間が軽減となるため。 | 反映しない | | | | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 #6522が同じ内容ですが、「仕舞へ反映する」として示します。 | 反映しない | | #6522に対応することで、改善される判断です。 | | | | |
| 3262 | 11.58 | 特別徴収義務 情報管理 | 特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を抽出・承認できること。 また、特別徴収義務者に基づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 ＜指定する条件＞ ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・児童番号 ・受給者番号 ・月割額 | 特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を抽出・承認できること。 また、特別徴収義務者に基づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 ＜指定する条件＞ ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・児童番号 ・受給者番号 ・月割額 なお、「指定する条件」は異動後の条件であり、通知を行うことは可能ではありません。 | | | | 「児童番号」は他の番号として使用した方が望ましいことから「事業所内一連番号」として方が望ましい。また、「指定する条件」については、最終版の抽出条件として、通知できることを確認すべきではないか。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 #6522と同じ内容ですが、「仕舞へ反映する」として示します。 | 反映する | | 「児童番号」を「事業所内一連番号」として、表記を修正します。 | | | | | |
| 6570 | 11.59 | 特別徴収義務 情報管理 | | ＜指定する条件＞ ・年齢 | | | | | 特別徴収義務者には、年齢の記載があり、特別徴収義務者との連携時には個人の年齢順により確認することが多いため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 1127 | 11.61 | 徴収（予定）給 出・通知記入者 管理 | | 内閣からの記入者について、当該から一年未満での入国であるかを確認、抽出が可能にできること。 | | | | | 一年未満の出国は課税の対象になる。内閣（国境を出入りした際）、一時帰国課税の対象になりえるものかを判断する必要があるため。（自治体をまいで出入国している場合でも把握できるとはなれない。） | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 確認は「徴収（予定）給出・通知記入者管理」です。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2066 | 11.61 | 基本情報管理 | 徴収（予定）給出・通知記入者の情報・・・ 氏名・性別・世帯の情報・・・ | 徴収（予定）給出・通知記入者・徴収で更新された氏名・性別・世帯の情報を・・・ | | | | | 既読者、扶養情報の追加は既読者への印字内容に影響があるため、印字内容の変更は慎重である。補修を急ぎで受ける確認、修正には手戻と修正遅れの可能性も高いため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 3054 | 11.62 | 基本情報管理 | 納税承認人・納税管理人・成年保護人・保人・補助人・代理人・指定記入者・その他を管理（登録、登録、修正、削除）できること。 | 納税承認人・納税管理人・成年保護人・保人・補助人・代理人・指定記入者・指定管理人・指定者・その他を管理（登録、登録、修正、削除）できること。 | | | | | 追加業務上、当然必要な機能と見える。補修の遅延を懸念。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 徴収割合回答（P97）記載 の内容を反映 | 【A97回答】 【B97回答】 【C97回答】 【D97回答】 【E97回答】 【F97回答】 【G97回答】 【H97回答】 問題ありません。 項目名は「納税承認人・納税管理人等管理」です。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |

| 資料1 個人情報保護WT 全国普及委員会への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | WT事前確認 | | | | | | | | | | | | WT前段階 | | 事後対応 |
|----------------------------------|-------|----------------|---|---|---|-----------|----------|---|---------------------------------|------------|-------------|----------------------|---|--|---|------|---|-------------------|--|--------|--|--|--|--|------------|-------|------|------|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | 確認項目 | WT事前確認 | | | | | | | | | | 仕組への反 映 | WT対象 | 事後対応 | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への 準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の軽減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | | 職員業務軽減 ※具体的な項目も併せて記載ください | | | | | 職員業務増大 | | | | | | | | |
| 305 | 11.62 | 納税承認人・納税管理人事務 | | 法定相続人に加え | | | | | 「その他」ではなく、法定相続人をして登録する方が望ましいため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | |
| 349 | 11.62 | 納税承認人・納税管理人事務 | 納税承認人・納税管理人事務 承認人・相続人・相続人代表者・その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | 納税承認人・納税管理人事務 承認人・相続人・相続人代表者・その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ただし、納税管理人は納税義務者が市内に住所を有していない場合、相続人、相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合に登録できる。 | 地方税法第306条に基づいて記載されているとおり、納税管理人は市内に住所を有しない場合、相続人、相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合に登録できる。 | | | 誤入力の防止 | 要検討 | ● | | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | 以下の登録で問題ないかをご回答ください。 ＜オプション追加＞ 相続人、相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合のみ入力可能とする機能 ＜記録なし＞ 納税管理人は納税義務者が市内に住所を有していない場合のみ入力可能とする機能 | 【A】回答 問題ありません。 【B】回答 問題なし 【C】回答 問題なし 【D】回答 問題ありません。 【E】回答 基本的には貴庁の登録で問題ないと考え、相続人及び相続人代表者の入力は、納税義務者が死亡している場合のみ行うのは、当然のことではあるが、誤って入力してしまう場合の対策としては必要となる恐れもあろうと考え、オプションの追加でよい。 【F】回答 問題ありません。 納税管理人は納税義務者が死亡している場合は、原則は修正意見のとおりですが、DV等、何らかの事情により住所異動できない納税義務者から納税管理人事務承認申請書が提出される可能性もあり、システムで制御すべきでないと考えます。 | 反映する | | 以下の通り、仕組側に反映します。 ＜オプション追加＞ 相続人、相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合のみ入力可能とする機能 ＜記録なし＞ 納税管理人は納税義務者が市内に住所を有していない場合のみ入力可能とする機能 | | | | | | | | | | | |
| 379 | 11.62 | 納税承認人・納税管理人事務 | | 納税承認人事務の設定は、既に登録されている宛先との紐付けを行うことができ、登録送付先を入力することも可能であること。 | | | | 納税承認人事務の宛先と紐付けすることで、納税承認人事務の住所変更時に送付先も更新、文書送付事務の設定も向上する。 | 反映する | | 実装すべき機能 | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 5597 | 11.62 | 納税承認人・納税管理人事務 | 納税承認人・納税管理人事務 承認人・相続人・相続人代表者・その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | 納税承認人・納税管理人事務 承認人・相続人・相続人代表者・ <u>遺言執行人</u> ・その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | | | | 遺言執行人について、通知書発送にあたり業務上利用している履歴となる。健康診断人の設定を行い送付している履歴は100件以内。（個人履歴） 遺言執行人については、受取人の住所期間が終了した場合には設定を解除して登録送付する必要がある。そのため、遺言執行人について管理が必要となる。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 2647 | 11.64 | 請求（予定）提出・通知人事務 | はいに設定されないよう | はいに設定されないよう | | | | 誤字 | 反映する | | | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 3674 | 11.64 | 納税承認人・納税管理人事務 | はいに併 | 併 | | | | 誤字 | 反映する | | | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 4660 | 11.64 | 納税承認人・納税管理人事務 | ただし、前書きにその他が選択されている場合は、「納税承認人事務承認」は「はい」に設定されないよう制御できること。 | | | | | 誤字と思われる。 | 反映する | | | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 354 | 11.65 | 送付先管理 | | | | | | DV被害者について、決通（特に特約）の送付先や訴訟記録簿について宛先の対応が必要と考えます。宛先が対応可能なようご考慮ください。と書っています。 | 反映しない | | | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #4292と同じ取扱いです。 | 反映しない | | 被害は力項目として登録済みのため、対応不要と判断しています。 | | | | | | | | | | | |
| 4926 | 11.65 | 送付先管理 | | 特別徴収義務者の送付先に特別徴収通知書等の書類を送付する場合、宛先を「送付先別」【送付先別】欄（特別徴収義務者） 選択）と印字できること。 | | | | 他社の特別徴収義務者にかかる特別徴収義務者を登録している会社は、当該機能があることが前提で、業務変更しているものと想定されるため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |
| 4942 | 11.65 | 送付先管理 | 個人住民税の送付先（氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ宛先の送付先を設定できること。 | 個人住民税の送付先（氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ宛先の送付先を設定できること。 | 送付先を「送付先別」【送付先別】欄（特別徴収義務者） 選択）と印字できること。 | | | 原本で「送付先別」が不明で、送付先が確定しない場合は、当該機能があることが前提で、業務変更しているものと想定されるため。 | 反映する | | 実装すべき機能 | 普及委員会 (PFI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | | 事前確認要件 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前準備 | | 参加員数 |
|------|---------|---------|---|--|--|--|----------|-------------|-----------------|---|---|-------------|-------------------|---|----------------------------|------------|-------------------|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認員数 ※高橋氏の確認も併せてご確認ください | 仕組への反 映 | WT対象 | |
| 1083 | 1.4 | 資料取込 | | eLTAXで保存する特別申告時の通知書のCSVデータを課税資料フォーマットに変換し、課税資料として取り込みます。また、特別申告時の通知書のCSVデータから特別申告時の通知書の縦型イメージを作成できること。 | 地方税法13条の2の規定に基づき、申告書等を提出する期限には最終的なものにより定められている。【市町村税実施要綱「住民税の申告業務について」 附二 四】そのため、期限申告書についても申告があった場合は課税資料としてシステムで管理を行う必要があるため、機能として必要である。 | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 5616 | 1.4.0. | 各種資料登録 | | 保険料申告書についても、課税資料として取り込み、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。 | 地方税法13条の2の規定に基づき、申告書等を提出する期限には最終的なものにより定められている。【市町村税実施要綱「住民税の申告業務について」 附二 四】そのため、期限申告書についても申告があった場合は課税資料としてシステムで管理を行う必要があるため、機能として必要である。 | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 7 | 1.4.1 | 各種資料登録 | 【実施しなくてもよい機能】 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 | 【実施しなくてもよい機能】 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 なお、給与支払報告（国税長・個人別明細）については、受付日を取得し、届期を届期届出日（訂正届期等）する事業所に対して、その提出日ごとに受付年月日を取得、提出枚数を集計として残るようにする。 | 個人に対して、国事業所から報告書の属区と特別徴収区分の個人住民税申告書が提出された場合、次年度の特種区分については、より事業所の申告を反映させるため、属地区の受付日と給与支払報告書の受付日とを比較し、後から提出された方を優先させるため。 | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 387 | 1.4.1 | 各種資料登録 | 【実施しなくてもよい機能】 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 | 【実施しなくてもよい機能】 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。 なお、給与支払報告（国税長・個人別明細）については、受付日を取得し、届期を届期届出日（訂正届期等）する事業所に対して、その提出日ごとに受付年月日を取得、提出枚数を集計として残るようにする。 | 個人に対して、国事業所から報告書の属区と特別徴収区分の個人住民税申告書が提出された場合、次年度の特種区分については、より事業所の申告を反映させるため、属地区の受付日と給与支払報告書の受付日とを比較し、後から提出された方を優先させるため。 | 反映しない | | | | 【A前掲書】 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | | 留意のため | | | | |
| 1110 | 1.4.1 | 各種資料登録 | | 取り込みの電子データ特別申告時特種区分に係る申告書の縦型イメージを作成し、管理（登録、参照、修正、削除）ができること。作成したイメージは印刷ができること。（「実施すべき機能」） | 通知内容が、システム画面でなく縦型イメージで確認できれば、住民税からの問い合わせに対応しやすくなるため。 | | | | | 反映する | | 実施すべき機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 4671 | 1.4.1 | 各種資料登録 | 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・登録（参照、登録、修正、削除）ができること。また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 | 取込分の「実施しなくてもよい機能」から「実施すべき機能」に変更したうえで以下の文章を修正しただけだいたい。 課税資料について、電子データ（インテグレート、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人（個人番号、カナを含む）を年月日の優先順いで取得し、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、課税資料と紐づく個人を紐付ける時、個人番号は一致するが、カナを含む年月日自体は必ず一致である対象者の一覧を出力できること。 また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 | 国の確定申告書に紐づく個人番号を記載する等の取りあつかいも、課税資料に個人が紐付け取りを要する。 | 反映する | | 実施すべき機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 4242 | 1.4.1. | 各種資料登録 | 特別徴収義務者 | 表記を「事業所」に修正 | 情報の提供状況が管理できなくなるため（管理事業所も同様） | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2569 | 1.4.1.1 | 各種資料登録 | (新組) | 給与支払報告書は紐づいた事業所に管理することができ、特定の報告番号を指定し、一括して別の報告番号に資料を付け替えることができること。 | 特定取りや合併等があったときに、1件ずつ個別に変更することは負担となるため | | | | | 反映する | | 実施すべき機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2636 | 1.4.12 | 電子データ納税 | | 取り込みの電子データ納税の縦型イメージを作成し、管理（参照、登録、修正、削除）ができること。作成した縦型イメージは印刷ができること。 | 納税者や個人別明細書の縦型イメージの縦型イメージを作成し、縦型イメージの縦型イメージは印刷ができること。作成した縦型イメージは印刷ができること。作成した縦型イメージは印刷ができること。 | 縦型イメージを作成できないシステムがあり、縦型イメージを作成する必要があるが、必要と判断しなくても、必要と判断しやすくなるため、必要と判断しやすくなるため、必要と判断しやすくなるため。 | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上 の内容を反映 | 【A前掲書】 #3273、#3110と準拠。 住民税システムとしては不要な要件と考えます。 （システム上の制約） 【B前掲書】 【C前掲書】 【D前掲書】 【E前掲書】 【F前掲書】 【G前掲書】 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認事項 | | 仕様への反映方針 | | WT事前確認 | | WT対応 | | 参加状況 |
|------|----------|-----------|--------|--|---|-----------|----------|----------|---|--------|--------|----------------------|----------------------|---|--|--------|-------------|-------------------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕様への反映 | 事前確認内容 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機密情報管理方針 ※具体的な機密も併せてご記載ください | 仕様への反映 | WT対応 | |
| 2731 | 14.12 | 電子データ納期登録 | | 実装すべき機能に、「電子データ納期の納入差戻・不戻」機能を事業所の情報として取り込めること。」を追加。 | | | | | 納入者等-不戻情報主に給付支払報告書の振込表で申告される項目であるため、標準仕様で対応とする必要がある。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5098 | 14.12 | 電子データ納期登録 | | 取り込みの電子データ納期の解凍イメージ生成し、管理（参照、修正、削除）ができること。作成した解凍イメージは印刷ができること。 | 取り込みの電子データ納期（経路画・個人明細）の解凍イメージ生成し、管理（参照、修正、削除）ができること。作成した解凍イメージは印刷ができること。 | | | | 電子納期連携機能、審査システム連携を確認せずとも、総務総合システムにて確認を行うことで審査所からの問い合わせに迅速に対応することが可能であるため。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 #3373、#3310と矛盾。住民化システムとしては不要な案件と考えます。（システム仕様参照） 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3518 | 14.13 | 電子データ納期登録 | | | | | | | 実装すべき機能と、実装しなくてもよい機能が同じ文章？ | 反映する | | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 誤植のため修正します。 | |
| 2206 | 14.13 | 電子データ納期登録 | | | | | | | 【実装すべき機能】と【実装しなくてもよい機能】で同一の内容が記載されている。どちらなのか。 | 反映する | | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3518と同一 | | | 誤植のため修正します。 | |
| 3399 | 14.13 | 電子データ納期登録 | | | | | | | 実装すべき機能と実装しなくてもよい機能が同一内容が記載されておりま。実装すべき機能と考える。 | 反映する | | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3518と同一 | | | 誤植のため修正します。 | |
| 3486 | 14.13 | 電子データ納期登録 | | 【実装してもしなくてもよい機能】 電子データ納期（光ディスク・磁気ディスク・HDD）による申告情報を取り込み、一括更新・管理（参照、修正、削除）ができること。 | 【実装してもしなくてもよい機能】 電子データ納期（OCR・申告支援システムデータ）による申告情報を取り込み、一括更新・管理（参照、修正、削除）ができること。 | | | | 実装すべき機能と実装しなくてもよい機能が記載内容が同じであり、誤記でもとと思われるため修正。なお、パソコンワークを必須に強制させたことにより修正 | 反映する | | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 誤植のため修正します。 | |
| 4134 | 14.13-14 | 電子データ納期登録 | | 外部の事業者についても、一括更新・管理（参照、修正、削除）ができること。 | | | | | 3/14日付の経路画修正の修正及びマイナンバーは標準機能に実装することになっておりますので、標準機能についてもデータ取り込みが必要で。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 357 | 14.15 | 国税連携関連 | XMLデータ | XMLデータ又は、CSVデータ | | | | | eTAXの審査システム仕様の外部ファイル出力に「審査書一ページに出力された添付書類ファイル名XML形式又はCSV形式にてクワイアントへ出力」と記載があるため。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2058 | 14.15 | 国税連携関連 | XMLデータ | XMLデータ又は、CSVデータ | | | | | eTAXの審査システム仕様の外部ファイル出力に「審査書一ページに出力された添付書類ファイル名XML形式又はCSV形式にてクワイアントへ出力」と記載があるため。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3572と同一 | | | #3572に合わせて修正します。 |
| 5162 | 14.15 | 国税連携関連 | XMLデータ | XMLデータ又は、CSVデータ | | | | | eTAXの審査システム仕様の外部ファイル出力に「審査書一ページに出力された添付書類ファイル名XML形式又はCSV形式にてクワイアントへ出力」と記載があるため。 | 反映する | | 実装してもしなくてもよい機能 | 機密情報管理 (IP) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3572と同一 | | | #3572に合わせて修正します。 |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | 仕替への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前準備 | | 事後対応 |
|------|--------|------------------|--|---|--------------------|-----------|----------|----------|---|------------|------------|-----------------|---|---|-----------------------------|---|-------------------|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕替への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機材調達情報 ※具体的な機材も併せて記載ください | 仕替への反 映 | WT対象 | |
| 3219 | 1.4.15 | 徴収連携連携 | XMLデータ | XMLデータ又は、CSVデータ | | | | | eTAXの基幹システム仕様の外部ファイル出力に「専断サーバ」に出力された基幹連携用ファイルもXML形式で出力して出力してクライアントへ出力」と記載があるため、 | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 #357と同一 | | 反映する | #357に合わせて整理します。 | |
| 2428 | 1.4.15 | 徴収連携連携 | | 印刷の際、「帳で印刷」(PDF化)が選択でき、その後「全表印刷」「1-2表のみ印刷」「2表のみ印刷」が選択できること。また、印刷の際に確定申告書の種類(訂正、削除、更正)が分かるような文言が入ること。 | | | | | 確定申告書6訂×50冊 (訂行付) | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2655 | 1.4.15 | 徴収連携連携 | CSV | CSV | | | | | | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 印刷のため修正します。 | |
| 1900 | 1.4.16 | 徴収連携 (eTAX連携) | | 印刷の選択計算後においてもデータ読み込み及び印刷の連携→一括更新、エラー抽出が行えること。 | | | | | 印刷の確定申告書も印刷件上記載項目はすべて印刷による自動入力が行っているが、一括更新ができれば事務量の低減につながる。 | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 478 | 1.4.16 | 徴収連携 (eTAX連携) | eTAXと連携して徴収連携データ(e-tax、KSK01-4)取得を取り込み、一括更新すること。また、連携情報も更新(印刷、登録、修正、削除)でき、連携作業が実行されている場合にどちらか優先かの選択ができること。 | eTAXと連携して徴収連携データ(e-tax、KSK01-4)取得を取り込み、一括更新すること。また、連携情報も更新(印刷、登録、修正、削除)でき、連携作業が実行されている場合にどちらか優先かの選択ができること。 | | | | | | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2429 | 1.4.16 | 徴収連携 (eTAX連携) | 【更新すべき機能】 eTAXと連携して徴収連携データ (e-tax、KSK01-4) 取得を取り込み、一括更新すること。また、連携情報も更新 (印刷、登録、修正、削除) できること。 | KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ、e-Tax訂正、KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データを別して、対応する取込済みの徴収連携データを有効としたり無効 (非有効) とした連携情報を更新 (印刷、登録、修正、削除) できること。 | | | | | 確定申告書6訂×50冊 (訂行付) | 更新済 | ● | | 取込済みの徴収連携データに対して以下の準備を取り込む場合に、自動 (システム制御) で、取り込み済みデータと重複 (非有効) を判断する機能の追加をご確認ください。 ・KSK訂正 ・KSK削除 ・e-Tax連携不可データ ・e-Tax連携不可の取込データ 前記データ作成年月日が最新のデータを優先したい。 【中回答】 印刷システムで資料取り込みを行うのであれば、機能は必要。 現在、e-Taxであれば受付番号の違いは、KSKは受付印の違い (印覆で確認)、KSK訂正は、確定・印刷内容が同じであれば、訂正分ではなく当初申告を優先し、内容が異なれば訂正分を優先。 KSK削除はe-Tax連携不可データは、訂正にも申告書優先しない。 e-Tax連携不可の取込データは、訂正にも申告書優先。 【中回答】 訂正データが優先の場合、たとえ訂正になる申告書に削除データが含まれても、その申告書優先。 【中回答】 本庁では紙での対応もしているため、互換機能は不要と考えます。 【中回答】 必要と考えます。 KSK削除の取扱番号とe-Tax連携不可データの受付番号を同じにする。KSK、e-Taxの連携は無効とする。 【中回答】 基幹システムでは、現在そのような機能はない。どのデータが有効かは、税務署に確認することとしている。 税務署連携データの内容だけではどのデータを採用するか判断されない場合もあり、税務署に確認することでしかわからない場合もあることから、自治体としてはシステムで判断できるかどうか不安がある。 【中回答】 本市ではシステムで徴収連携データの取込みを行うため、本機能は不要です。 （他に、機能が必要とした場合、以下のような対応が必要となると思われます。） ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ・有効・無効の判断において、KSKは、「年分、届書番号、登録番号、台帳番号」、e-Taxは、「年分、届書番号、利用税額別番号、受付番号」が一致するデータセットで判断する。 ・KSK削除とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」または「e-Tax連携不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「e-Tax連携不可の取込データ」の場合は、そのデータセットと同一のe-Taxを有効とする。 上記の判断は税務署からの各データが順番に送られることが前提となるため、確認のリストも必要になると思います。) | | 反映する | オプション機能として追加します。 徴収データ取込日は、前記追加もすること ・有効・無効の判断において、KSKは、「年分、届書番号、登録番号、台帳番号」、e-Taxは、「年分、届書番号、利用税額別番号、受付番号」が一致するデータセットで判断する。 ・KSK削除とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」または「e-Tax連携不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「e-Tax連携不可の取込データ」の場合は、そのデータセットと同一のe-Taxを有効とする。 | | |
| 4245 | 1.4.16 | 徴収連携 (eTAX連携) | 記載なし。 | 徴収連携データの連携データの取込み及びCSV出力 (実行しなくてもよい機能に記載) | | | | | 1表から4表に記載がないことあるため連携資料も残らぬので取込人データ化されること及びデータ出力されることが望ましい。 | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 1907 | 1.4.17 | 徴収連携 (eTAX連携) | | システムに取り込んだWeb表データとOCRやパッチの二重データを結びつけて取り込まれるようにすること。その間に一重とパッチデータの二重を抽出すること。 | | | | | 一重連携連携や記録連携を連携件などを更新行っているため、 | 反映する | | 実施しなくても よい機能 | 機材調達情報 (P9) 記載 の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2430 | 1.4.17 | 徴収連携 (eTAX連携) | | OCR処理されたWebデータについてデータ入力確認業務にて作成したファイルを読み込み、該当の連携データを結合できること。 | | | | | 確定申告書6訂×50冊 (訂行付) | 更新済 | | 実施しなくても よい機能 | 訂正で連携した通り | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前準備 | | 事後対応 |
|------|-------|-----------------------------|--|--|--------------------|-----------|----------|--|--|------------|-------------|--------------------------|---|--|--------------------------------|-------------------|-----------------------|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反 映 | 事前確認 内容 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認結果 = 関係機関との連携も踏まえてご回答ください | 関係機関 への連絡 | WT対象 | |
| 1566 | 14.18 | 徴収連携 (eLTA連携) | 徴収連携 (KSKG) データに含まれる納税者番号 (e 納税者番号・届書番号) を管理 (参照) できるこ と。 | 徴収連携 (KSKG) データに含まれる納税者番号 (e 納税者番号・届書番号) を管理 (参照) できるこ と。 | | | | | 納税者資料の閲覧における確認リスト作 成が容易になるため。 また、関係機関のデータとの連携作業 が容易になるため。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2486 | 14.18 | 徴収連携 (eLTA連携) | 徴収連携 (KSKG) データに含まれる納税者番号 (e 納税者番号・届書番号) を管理 (参照) できるこ と。 | 徴収連携 (KSKG) データに含まれる納税者番号 (e 納税者番号・届書番号・台帳・異動日) を管理 (参照) できること。 | | | | | 納税者調査に必要な情報であるため。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 4254 | 14.18 | 徴収連携 (eLTA連携) | - | 管理 (参照) 項目として「台帳番号」を追加する。 | | | | | 台帳番号を管理することで納税者での家 世帯単位の検索・閲覧を行うことがな ることが可能となる | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 3510 | 14.20 | 年金特別徴収特 徴連携(eLTA連 携) | 年金特別徴収特 徴連携(eLTA連 携) | ～特別徴収対象者情報(OO通知)～ | | | | | 番号「1」と記載方法を統一 通知事項でも通知方法は各関係機関 が異なるため。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 機能の必要性は変更せず。確認を修正します。 | |
| 4672 | 14.20 | 年金特別徴収特 徴連携 (eLTA 連携) | eLTAと連携して年金受給者リスト (年金受給者特別 徴収対象者の情報) も取り込み、一括更新・管理 (登録、修正、削除) できること。 | eLTAと連携して年金受給者リスト (年金受給者特別 徴収対象者の情報) も取り込み、一括更新・管理 (登録、修正、削除) できること。 また、年金特別徴収(国庫)決定通知時に、徴収金額 中に年金特別徴収停止となった者について も、前年度の年金特別徴収対象者であること。 【注1】 | | | | 関係機関から引き継ぎ届出が行われてお り、かつ、特別徴収対象者に収録さ れている中で年金受給者リストに特別徴収停 止通知により特別徴収停止となった者 関中に年金特別徴収停止となった者について も、前年度の年金特別徴収対象者であること。 【注1】 | 反映する | | 実施するこ 機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | |
| 2639 | 14.22 | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | | | | | 国庫分についても類似イメージ作成を行 うこと。国庫分はイメージ化を する作業の必要がなくなるため。 | 反映する | | 実施するこ 機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2433 | 14.22 | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 類似イメージ化して管理 (登録、参照、削除) でき ること。 | | | | | 関係機関とのため (対応先) | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2656 | 14.22 | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 参照 | 中央 | | | | | 対象者2万・課税課料平均額・50増 (対応先) | 反映する | | | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 関係のため修正します。 | |
| 3437 | 14.22 | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | | | | | 誤字を修正 | 反映する | | | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 関係のため修正します。 | |
| 4662 | 14.22 | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | 他府県自治体特 徴連携 (徴収連 携) | | | | | 誤字を修正 | 反映する | | | 普及率向上 (P90) 記載 の内容も反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 関係のため修正します。 | |

| 資料1 個人情報管理WT 全国意見照会への対応方針（補修要件） | | | | | | | | | | | | | ※この資料詳細は赤字にしています。 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|---------|-----|--|--------------------|-----------|----------|----------|--|--------|--------|-------------|------------------------|--------|---|-------|--|--|------|--------|------|------|--|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認要件 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT詳細 | | 参照資料 | | | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反映 | 事前確認要件 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員管理実行 ※具体的な機長も併せてご記載ください | | | | | 仕組への反映 | | WT対象 | | | |
| 315 | 1.4.41 | 他団体送付 | | 登録された船名や船種などの送付資料の実イメージも返送できること。 | | | | | 上記のとおり送付資料のイメージデータも前送し、送付内容の正確性が向上する。 | 反映する | | 実装すべき機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 #3273、#3211と準拠。 他団体システムとしては不要な要件と考えます。 （サブシステムの範囲） 【B】回答 反映するとなっているが、イメージ管理システムは今回の調査の範囲外との認識。実イメージを返送できると記載するイメージ管理機能として必要としないか？ 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 問題ありません。 | 反映する | | 1.4.12、1.4.14の船名イメージを対象とした機能として、実装してもしくなくとも良い機能として反映します。 | | | | | | | |
| 474 | 1.4.41 | 他団体送付 | | 他団体への送付用データとして船種、車種について、船種車種別のCSVシリアルアウトでも出力できること。また、船種車種別については送付用データ、送付資料システムで送付時に必要な情報（車種、船種番号、登録番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、送付データ作成年月日）を出力できること。 | | | | | 船種、送付資料システムの送付用送付情報は、各自治体を連携して送付する機能であり、一括出力するデータが全ての自治体にとまらねると、CSVデータを分割する作業が発生するため。 | 反映する | | 実装すべき機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 他団体システムとしては不要な要件と考えます。 （サブシステムの範囲） 【B】回答 【C】回答 【D】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 1888 | 1.4.42 | 他団体送付 | | 「事業所送付」を追加。 | | | | | 船名実私報告を事業所に送付することがあるため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 他団体システムとしては不要な要件と考えます。 （サブシステムの範囲） 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 595 | 1.4.42 | 他団体送付 | | 投入資料が他団体送付に該当する場合、「送付先」「送付文書」「送付資料」が出力できること。 <u>送付先住所の住所情報（住所名称、国名情報、市区町村）も送付できるように。</u> | | | | | 資料送付の送付情報（住所名称、住所名称、送付先）について、送付先からの照会に対応できるように必要。また、送付資料には船種個人番号が記載されたものも含まれているためリクエスト管理を行う観点からも送付情報を管理することが必要である。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 他団体システムとしては不要な要件と考えます。 （サブシステムの範囲） 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 1084 | 1.4.5 | 専任者情報登録 | | 専任者の提出した申請書より派生作成された専任者資料を、船種として専任者へ届けさせること。 | | | | | 専任者情報と専任者照会に係る資料の管理のため | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5600に包含されていると考えます。 | 反映する | | #5600に含わせて、検討します。 | | | | | | | |
| 1902 | 1.4.5 | 専任者情報登録 | | 特定申請書二表や収入のイメージを専任者に届けられること。 | | | | | 専任者船名の登録をすでに確認でき、専任者船名を個別に届けが必要ないため。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5600に包含されていると考えます。 | 反映する | | #5600に含わせて、検討します。 | | | | | | | |
| 478 | 1.4.5 | 船種送付関連 | | 地方団体から船への申請書データ引継ぎのためのデータの作成、及びデータ送付ができること。 | | | | | 船種からの利用者の意見に基づいて業務を行うため | 反映する | | 実装すべき機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 実装が必要な機能について、「地方団体から船への申請書データ引継ぎのためのデータ作成、及びデータ送付」のみでいい、ご認識下さい。 【B】回答 申請書システム機能だと考える。この機能を追加する場合、送付システム上で特定申請書の入力・作成を行う想定なのでしょう？ 【C】回答 機能不足する場合は、その他に必要な機能も併せてご回答ください。 【D】回答 問題なし。 申請書と項目名が不明だとします 【E】回答 本件では、左記の機能のみで問題ありません。 【F】回答 左記の機能のみでよい。 【G】回答 申請書とずれる想定であるが、本機能が「個人住民システム」で必要かは確認がある。申請書データ引継ぎのためのデータ作成には、申請書を受け入れる機能の要件定義が必要と考え、過去の機能は「専任者」や「専任者送付」と呼ばれるシステムに実装されているという前提であるので、今回の標準化の対象外であるとして、機能定義されていないと認識している。よって、本機能は必要な機能ではあるが、「個人住民システム」に実装する必要はないのではないか。 本機能を追加する必要があるとすれば、申請書受け付け入力する機能もすべて定義しておく必要がある。 なお、本機能については、送付資料以外に必要な機能はないと考えます。 【H】回答 問題ありません。 | 反映しない | | 「地方団体から船への申請書データ引継ぎのためのデータ作成、及びデータ送付」は、申請書システムで実装すべき業務と判断し、検討対象外として整理します。 | | | | | | | |
| 2370 | 1.4.5 | 専任者情報登録 | | 申請書のデータから専任者情報のみを抽出し、専任者の情報として自動更新・管理（登録、修正、削除）ができること。 登録の際は資料として船名実私報告も自動で作成し登録すること。 | | | | | 専任者船に船名が自動で作成されることで、他の資料と併せて確認ができるため、追加作業を減らすことにより申請書の処理の負担を軽減し、申請書の登録作業を軽減すること。 | 反映する | | 実装しなくてもよい機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5600に包含されていると考えます。 | 反映する | | #5600に含わせて、検討します。 | | | | | | | |
| 2853 | 1.4.5 | 専任者情報登録 | | 専任者情報（専任者の特定情報および専任者船名） | | | | | この場所に記載されるということは、専任者情報とは別に船名情報と似たような内容ではなく、専任者の船名に利用可能な専任者情報も含まれることになり、それが分かるように記載したい。 | 検討 | | 実装すべき機能 | 機長員照会等 (IPPI) 記載の内容を反映 | | 【A】回答 専任者情報として、「専任者の特定情報および専任者船名」以外に必要な情報は必要ではないかと考えます。 【B】回答 船名情報の登録（住所）の記載の通り、船名情報との連携を明確にするため検討が必要となる判断です。 【C】回答 船名情報を入力した特定申請書でも認識でき、もし当該事業から船名実私報告の提出がなかったとしても特定申請書情報だけで認識できるケースを想定しています。 【D】回答 特定申請書二表に記載されている専任者情報は、専任者の特定情報および専任者船名のみであると考えられるため、基本的にそれ以外に必要な情報は必要ではないかと考えます。 【E】回答 「住所」は専任者の特定情報に記載されている認識が、確認できなかった。専任者の特定情報は基本的に生年月日又はマイナンバーであると考えられ、これは船種送付データのフォーマットとしては登録データである。データ形式が異なる、含まれる認識がどうか、確認したい。 【F】回答 件がありません。 | 反映する | | 機能を以下のように修正します。 申請書のデータから専任者特定情報（専任者の船名、生年月日、住所）、専任者船名、申請書の船名を抽出し、専任者の情報として自動更新・管理（登録、修正、削除）できるように。 | | | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT対応 | | 事後対応 | |
|------|---------|---------------|---|--|--------------------|-----------|----------|----------|--------|------------|------------|-----|--------|--|----------------------------|------------|--|--|
| | | | | | 地方税法（法第・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 内容 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 の具体的な確認事項を記載してください | 仕組への反 映 | | WT対象 |
| 2371 | 1.4.8 | 専従者情報登録 | 専従者情報の自動更新ができなかった対象（専従者の特定不可）を抽出し、関連する申告情報を出力できること。 | 専従者情報の自動更新ができなかった対象（専従者の特定不可）又は特定されているが関係の別表がある申告情報も抽出し、関連する申告情報を出力できること。 | | | | | | 更新 | ● | | | 「特定されているが関係の別表がない対象」の抽出が必要か確認してください。 【中回答】 なお、合算の過程で関係のない、関係対象としない事項があれば、関係対象としない事項であれば、不要なものを除外する必要があります。 【中回答】 合算の過程で関係のない、関係対象としない事項であれば、関係対象としない事項であれば、不要なものを除外する必要があります。 【中回答】 本市では、合算の過程で関係のない、関係対象としない事項があれば、関係対象としない事項であれば、不要なものを除外する必要があります。 【中回答】 抽出は必要、対応の機能が必要と思われる。 【中回答】 関係は必要ないと考えます。 関係の別表がある場合には合算の過程でアウトとして出力し、確認できれば問題ないのではないかと。 【中回答】 合算の過程で関係のない、関係対象としない事項であれば、関係対象としない事項であれば、不要なものを除外する必要があります。 【中回答】 既に、特定されているが関係の別表がある対象」について、合算対象とするか確認のための抽出が必要と考えます。 | 反映する | | 以下のとおり整理します。 ・オプション機能として追加 ・機能の特定はされているが関係の別表がある対象の抽出し、関連する申告情報を出力できること。 また、対象者の抽出は、合算処理と併せて実施すること。 ・既に関係の別表がある申告情報がある場合は、関係の別表の確定申告書から作成した専従者のデータを無効（無効）とするかを検討すること | |
| 326 | 1.4.9 | 電子データ納税登録 | eTAXによる申告情報の取込について、特別徴収もしない事業者について電子データ一括取込ができたこと。 | 現在のシステムは確定申告と納税申告の関連付けを行うことで取込を行っている。特別徴収をしていない事業者は従来の確定申告は登録せず、普通徴収用紙の納税番号を作成し関連付けを行うことで取込を可能としている。この機能がない場合、特別徴収をしていない事業者の納税番号を手書で印刷し、パンチ入力を実施することになり、2次で対応はできるが、またeTAXの納税番号を登録していることから手帳取込も考えられるため。 | | | | | | 更新 | | | | | | | | 「特別徴収をしない事業者」の納税データも取り込みを行っています。電子化による業務量減のための仕組への反映を希望します。 |
| 3871 | 1.4.9 | 電子データ納税登録 | eTAX納税データの確定申告がアップされた場合、納税IDが法人マイナンバーから自動付与されたこと。 | 自動付与できない場合、最大で2回分の確定申告の納税IDを登録して付与していただく。 | | | | | | 更新 | | | | | | | | eTAX納税データの確定申告がアップされた場合、納税IDが法人マイナンバーから自動付与されたこと。上記システムで登録済みの納税IDが重複する場合は、自動で拒否が可能なこと。」に高度を修正し、機能として追加します。 |
| 4252 | 1.4.XX | 電子データ納税特別対応登録 | 電子データ申告特別（eTAX・パンチ）による申告情報を取り込み、一括更新・更新（印刷、登録、修正、印刷）ができること。 | eTAXと連携して電子データ申告特別の取込も機能は必要である。また、差別によりパンチデータを生成してもらうことには必要であるため、この機能は必要である。 | | | | | | 更新 | | | | | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 4253 | 1.4.XX | 電子データ納税特別対応登録 | 取り込みの電子データ申告特別のイメージ生成し、更新（印刷、登録、修正）ができること。作成した納税イメージは印刷ができること。 | システムで納税資料のイメージ生成が可能なこと。更新等の機能は別途対応が必要である。 | | | | | | 更新 | | | | | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3950 | 11.1.0# | その他 | 手帳を管理する機能を有すること | | | | | | | 更新 | ● | | | | | | | 以下の機能をそれぞれオプションとして追加します。 ・手帳があった事実 ・手帳があった日 ・手帳と実際の納税額に差があった場合に、必要となる場合がある想定 ・手帳があった日 ・手帳があった日及び金額は、別に入力項目がなくとも、機能で対応可能かもしれない 【中回答】 手帳があった事実の管理ができれば十分です。 |
| 4592 | 11.1.2 | 同一人物の関連付け | 同一人物が複数登録されている場合、（任意登録済みの事業者を抽出し、任意登録済みの事業者）に、関係付けで同一人物の属性として管理できること。 | 同法に加え、同一事業者（特別徴収義務者）が複数登録されている場合、（任意登録済みの事業者）に、関係付けで同一人物の属性として管理できること。 | | | | | | 更新 | | | | | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2787 | 11.1.3 | その他 内税納税登録 | 内税納税登録について、控除申告額及び控除額算出の項目追加。 | | | | | | | 更新 | | | | | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 4490 | 11.1.3 | その他 | 更新してしまっても良い機能として、ふるさと納税を行う事業者から、金額別となる申告情報の抽出について確認の要望が多いため、ふるさと納税の情報から自動的に算定結果を確認できる機能があること。 | | | | | | | 更新 | | | | | | | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT詳細情報 | 修正後の実施 |
|------|-------|------------|--|--|---|-----------|----------|----------|-----|--------|---------------|---------------------|--|--------|--------------------------------|--|--------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への状況 | 業務負担割合 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員数確保方針 ※異議のある場合は必ずご返信ください | 反映への状況 | |
| 5603 | 21.20 | 繰越区分設定 | 繰越区分（特別徴収（給与、年金）、普通徴収、非所得徴収）について、徴収希望、前年度の記録（転勤・転居）の履歴に基づき自動的に設定できること。 | 繰越区分（特別徴収（給与、年金）、普通徴収、非所得徴収）について、 世帯主記載の住所・世帯主記載の世帯主住所の履歴に基づき自動的に設定できること。 | 繰越区分の設定条件に前年度の給与所得以外の所得の徴収方法を定めることで、納税者から同意を得るシステムが減少することが想定される。 そのため、繰越区分設定の際に前年度の課税状況や前年度に課税されない場合は前年度の課税状況と合算結果の給与所得内訳を参照した履歴リストの作成業務とリストアップの業務負担が増える。 職員数 税務科 税務課 12人 × 7時間/1回 × 2回 →16時間/年 | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 494 | 21.21 | 税額計算（税額決定） | 税額計算（前期計算、非所得徴収額計算、非所得徴収額計算、退職所得に係る所得調整額計算含む）ができること。 | 分額課税の対象となる所得を有する者に係る所得調整額の適用順序について、納税者が所得控除の確定申告等において適用した順序で住民税の計算ができること。 | 非所得課税課2項、特別所得課法施行令第21条第3項（地方税法施行令第13条の3第3項及び第7項）及び特別所得課法第25条の1第4項の規定により、分額課税の対象となる所得を有する者に係る所得調整額の適用の順序が定められているが、所得控除として、納税者がこの取扱いと異なる順序で所得調整額を適用する申請をしたときは、これを認められることとしている。 | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 実況すべき機能として反映します。 | |
| 4763 | 21.22 | 税額計算（税額決定） | | 高齢者の所得調整額計算に対応すること | 第25条に該当する所得に対応するため | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 実況すべき機能として反映します。 | |
| 3648 | 21.21 | 税額計算（税額決定） | 前期計算 | 前期計算の取扱は、4期から10期までの間で設定が可能なこと。 | 住民も納付を促進し、併せて徴収業務の自動化を促すため、「徴収額の履歴の作成に関する条例」を定め、10期で対応しているため。 | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 3680 | 21.21 | 税額計算（税額決定） | | 当該税額計算時、事業所の発生番号（事業所内の連動）の付帯設定ができること。 | EJTAGサービスは、送還された発生番号により計算することで、事業所からの発生（納税額を出し分けしている対象者がいるといった点）が実況と考えられるため、納税額決定、中途退勤による当該発生番号の発生履歴に付帯した発生番号を発生番号とせず発生とすることで事業所からの発生（発生番号が設定されているという点）が実況と考えるため | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 本ご意見に関連する機能として、以下の機能を追加します。 ・発生履歴の発生番号を発生番号とする機能 ・発生履歴に当該事業所が特別徴収になった者は、当該発生番号の発生番号から発生する機能 | |
| 2687 | 21.27 | 税額計算（税額決定） | 徴収事業所からの給与特別徴収が可能であること | | 亦で原則なく2人以上での特別徴収を認めないことで、機能を廃すのであれば、徴収者がエラーで発生するようにしてはしない。 | | | | | 反映しない | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映しない | 必須機能としていますが、機能を利用するかは自治体の判断（徴収事業所を特別徴収者として設定する場合に限る）によるため、機能を廃止しなくても、対応不要と考えます。 | |
| 4213 | 21.27 | 税額計算（税額決定） | ・・・給与特別徴収が可能であること。 | ・・・給与特別徴収が可能であること。特別徴収事業所を自動設定できる機能（前年度実績の決定条件も参照） | 職員業務量の低減のため。（9月～12月）で、1日あたり、約472時間 | | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 以下の機能を追加します。 ・発生履歴の発生番号を発生番号とする機能 ・発生履歴に当該事業所が特別徴収になった者は、当該発生番号の発生番号から発生する機能 ・発生履歴に当該事業所が特別徴収になった者は、当該発生番号の発生番号から発生する機能 ・発生履歴に当該事業所が特別徴収になった者は、当該発生番号の発生番号から発生する機能 ・発生履歴に当該事業所が特別徴収になった者は、当該発生番号の発生番号から発生する機能 | |
| 5103 | 21.27 | 税額計算（税額決定） | | | 徴収事業所からの給与特別徴収は原則が原則であり、実況として2人以上での特別徴収を認めないことで、機能を廃すのであれば、徴収者がエラーで発生するようにしてはしない。 | | | | | 反映しない | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映しない | 必須機能としていますが、機能を利用するかは自治体の判断（徴収事業所を特別徴収者として設定する場合に限る）によるため、機能を廃止しなくても、対応不要と考えます。 | |
| 3645 | 21.3 | 合算処理 | 専従者給与、ワンストップ納税制度、配当割戻、株式譲渡所得割戻における所得調整額について自動計算処理ができること。 | ・住宅ローン控除、所得金額調整控除は自動計算処理ができること ・住宅ローン控除に関する課税負担、軽減控除、給与控除等は自動計算処理できないこと ・請求で税務特別徴収法の本文の記載がある場合、無条件で適用されること | 令和3年度以降の処理のため、適用方針が変更されています。修正後の要件に合致する場合は適用方針についてご返信を頂戴いたします。 | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | ご意見いただいた内容について、以下のとおりご返信します。 ・実況すべき機能 住宅ローン控除については、発生履歴での計算処理を適用すること。（発生履歴に再計算しないこと） ・住宅ローン控除 お4763と合わせて、以下の要件の要件を確認します。 併用・併用控除・併用控除等については合算後の発生番号・発生履歴から自動設定・自動計算できること。 | |
| 4193 | 21.31 | 控除不足額計算処理 | ・・・ | 徴収処理につき、控除不足額が存在しても、繰越区分別の控除額を自動で調整し、職員業務が作成されること。 | 徴収システムでは、繰越区分併用で控除不足額が発生するものについては、当該課税額が徴収されるというケースが多いため、手入力処理が必要になり、多大な労力が必要となっているため。 | | | | | 反映する | 実施してもしくてもよい機能 | 徴収割合返（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | 反映する | 併用控除であっても、繰越区分ごとの控除額を自動調整し、控除不足額が生じる場合の発生もでき、機能を追加します。 第21.29の機能に付帯する機能ですが、実況していないバージョンが実況されたため対応が必要と判断しています。 | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | 事前確認要件 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT事後確認 | | 実施状況 |
|-----|--------|--------------|--------------------------|--|-----------------------------|--|----------|----------|--------|--------|----------------|---|--------|---|--------|---|------|
| | | | | | 地方税法（法第・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反映 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | |
| 598 | 2.1.XX | 税額計算（税額決定） | | 次の要件を「実況すべき機能」として追加 -ふるさと納税の繰越額が戻ること。 | | ふるさと納税の繰越額について、毎年市からの問合せあり。職員が既読し回答している。税額計算時に繰越額が自動返される市からの問合せに対し迅速に回答ができるため、市民サービスの向上。 | | | | 反映する | 実況してもしなくてもよい機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 656 | 2.1.XX | 税額計算（税額決定） | | 次の要件を「実況すべき機能」として追加 -ふるさと納税の繰越額が戻ること。 | | ふるさと納税の繰越額について、毎年市からの問合せあり。職員が既読し回答している。税額計算時に繰越額が自動返される市からの問合せに対し迅速に回答ができるため、市民サービスの向上。 | | | | 反映する | 実況してもしなくてもよい機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #598と同一 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 #598と合わせて対応します。 | |
| 265 | 2.2.7 | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 基本月給に応じて扶養控除の区分および控除、老親控除の自動切替ができること。 | | 給与データに基づき自動実行と設定すること、これも実況するのの自然な機能である。 | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 343 | 2.2.6F | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 国内外異住情報および管理機能 | | 国内外異住を認めるために必要な居住状況を確認できれば、実況が必須の要件となります。住民サービスの向上につながる。 | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 必須機能として、管理項目は保持し、実際に機能を利用する場合は運用時に併せて対応として整備します。 | |
| 401 | 2.2.1 | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 否認期間が自動・手動の切り替えができること。 | | 否認データの確認（職員によるチェック）更新という手続で業務を行っていたため | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 649 | 2.2.1 | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 実況してもしなくてもよい機能に下記を追加する。 否認期間が自動・手動の切り替えをそれぞれ別メニューで設定できること。 | | 配偶者の特定は世帯情報から自動的に判断を行うことができるが、配偶者の特定については、事業所や本人等への問合せが必要な場合も多いため、実況が可能となるタイミングが異なるため。 | | | | 反映する | 実況してもしなくてもよい機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 486 | 2.2.1 | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 配偶者・被扶養者の所得によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者、同一生計配偶者、特別控除対象配偶者、同一生計配偶者、特別控除対象配偶者、特別控除対象配偶者の区分を、既婚に基づき否認データが自動で作成され、再入力が必要なら更新することができること。 ※自動否認は、当該配偶者が配偶者否認又は配偶者特別控除の対象となる所得を超えている、及び当該配偶者が扶養控除の対象となる所得を超えているものを対象に実施する | 所得調整対象配偶者否認期間、令和3年度以降の改正対応。 | 「否認内容がわかるような資料」とは、否認理由に関する問い合わせに迅速に対応するため、 「否認内容がわかるような資料」とは、否認理由に関する問い合わせに迅速に対応するため、 「否認内容がわかるような資料」とは、否認理由に関する問い合わせに迅速に対応するため、 | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 扶養・控除対象配偶者否認の要件に下記を追加します。 「扶養・控除対象配偶者否認の要件に「世帯区分」を追加し、「所得調整対象配偶者否認」の否認理由で実施する要件とする ・自動否認の対象に「専従者」を追加する ※以下はオプション機能 ・否認対象が扶養控除者であれば同時に否認する | |
| 487 | 2.2.1 | 扶養・控除対象配偶者否認 | なし | 配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動で切り替えができること。 | | 配偶者特別控除の区分変更も自動否認期間の対象としたため。 | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 扶養者が認識している配偶者の合計所得」と「配偶者の収入データある合計所得」のうち高い方を優先し、扶養・控除対象配偶者否認の区分を自動的に変更する機能を追加 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 357 | 2.2.2 | 扶養・控除対象配偶者否認 | 【誤り】 ～の自動で切り替えができること。 | ～への自動切り替えができること。 | | 誤り。 記載内容は2.2.3と同一なほうが正しいです。 | | | | 反映する | 実況してもしなくてもよい機能 | 普及型回答（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #487の文章修正のため問題ありません。 | 反映する | 実況も実況します。 | |
| 354 | 2.2.2 | 扶養・控除対象配偶者否認 | | 配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動で切り替えができること。 | | 本人の合計所得や配偶者の合計所得が変更された際に、控除額等の自動で切り替えの適用の切り替えができること。 | | | | 反映する | 実況すべき機能 | 4867と同様 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及期への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | ※この資料更新は標準ではありません。 | | | | | | |
|-------------------------------|-------------|--------------------------|-----|---|---|-----------|----------|----------|-----|------------|------------|-----------------------|--|---|---------------------------|------------|------|------|-------------------|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前準備 | | 事後対応 | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の軽減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 ※具体的な確認も併せて記載ください | 反映への反 映 | WT対象 | | |
| 6490 | 2.2.2 | 扶養・特別控除 配偶者控除 | | 実施してはならない場合も追加して追加する。配偶額の変更は配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動切替（控除額が異なる場合に限り）ができること。 | | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #3814が実施すべき機能であるため、同様の実装すべき機能になると考えます。 | | | 反映する | | #3814に合わせて対応します。 |
| 4151 | 2.2.2 | 扶養・特別控除 配偶者控除 | | 配偶者控除から配偶者特別控除への自動で切替ができること。 年齢要件による配偶者控除から老人配偶者控除への自動で切替ができること。 | | | | | | 実施する | | 実施すべき 機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3648 | 2.2.2～2.2.3 | 扶養・特別控除 配偶者控除 | | 配偶者控除から配偶者特別控除への自動で切替ができること。 配偶者控除から同一世帯控除（控除なし）への自動切替ができること。 | 【配偶者からの所得加算】 ・手動で切り替えることができること | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | #3814に合わせて対応します。 |
| 2859 | 2.2.4 | 扶養・特別控除 配偶者控除が 夕妻控 | | 原則に扶養・特別控除配偶者控除データも、地方税別の控除が設定するからくりで実施でき、連携できること。 | | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2651 | 2.2.5 | 控除者の特定 特定 | | 前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 | 前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 各資料のマイナンバー及びカナ表記により世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。また、扶養区分相違者については、抽出できること。 | | | | | 実施する | | 実施すべき 機能 | 以下の通り修正する想定です。 各資料のマイナンバー及びカナ表記により世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 上記の対応ができない場合は、前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、世帯内の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 また、扶養区分相違者の抽出もできること。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3199 | 2.2.5 | 控除者の特定 特定 | | 前年度実績より扶養対象候補者を抽出し資料の扶養人数および扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 | 扶養対象者の特定にマイナンバーによる判定を追加すること。 | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5607 | 2.2.5 | 控除者の特定 特定 | | 前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 | 前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を特定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの申告者情報を一括登録できること。 <u>控除額計算に市県民税を考慮している。控除額計算を市県民税を考慮しない状態で自動登録を行うことができません。</u> <u>市県民税を考慮しない状態で自動登録を行うことは、市県民税を考慮しない状態で自動登録を行うことができません。</u> <u>市県民税を考慮しない状態で自動登録を行うことは、市県民税を考慮しない状態で自動登録を行うことができません。</u> | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2492 | 2.2.7 | 控除者の特定 特定 | | 控除額について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理できること。また、マイナンバー制により個人が特定できる形で設定されたもの、人数や年齢から特定して設定されたものの別が判別可能なよう管理できること。 | | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5042 | 2.2.8 | 控除者の特定 特定 | | 控除者、配偶者等を自動判定する際に、「控除不可」や「既にも候補がある」等の適切なアラートを出力すること。またその対象者をリスト（検索）出力できること。 | | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 1869 | 2.1 | 住居内課税別報 | | アンマツのまま残っている特報データを住民内報として自動で登録できること。 住居地の移転がない場合は事業所別住居課税の文書を作成できること。 | | | | | | 実施する | | 実施しても しくても よい機能 | 他府県会館（IPP）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | WT詳細 | | 修正内容 | |
|------|------|--------------|--|--|---|-----------|----------|---|-----------------------------------|------------------|----------------------|--|---|------|----------------------------|-------------------|--------|------|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の軽減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への状況 | 事務負担削減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 ※具体的な確認も併せてご記載ください | | 反映への状況 | | WT対象 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2355 | 23.1 | 任意内課税管理通知作成 | 任意内課税に送付する、任意内課税通知（課及eTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。 | 任意内課税に送付する、任意内課税通知（eTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。 | | | | | 標準仕様として「混」での通知も許可するのはいかがなものでしょうか？ | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（混）は必須に応じて送付する機能として修正する。 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2660 | 23.1 | 任意内課税管理通知作成 | 課及eTAXデータ | eTAXデータ | | | | 混は不要ではないか | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 #2355と併せ | 反映する | | #2355に合わせて対応します。 | | | | |
| 2661 | 23.1 | 任意内課税管理通知作成 | | ※欄に次の文章を追加： 指定都市は課税住所コードが行政区コードでなく市町村コードを設定すること。 2.3.6で任意内課税通知を取り込んだ自治体は、このコードをそのまま複製し、自治体の「任意内課税通知住所住所行政区町村コード」にセットするのが望ましい仕様となるが、府心の見データが行政区コードでは取り込まない。 | 地方自治体より課税住所は市町村（特別区含む）であるにもかかわらず、指定都市が行政区コードで送付するケースが多い。 2.3.6で任意内課税通知を取り込んだ自治体は、このコードをそのまま複製し、自治体の「任意内課税通知住所住所行政区町村コード」にセットするのが望ましい仕様となるが、府心の見データが行政区コードでは取り込まない。 | | | | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 4948 | 23.1 | 任意内課税管理通知作成 | 任意内課税に送付する、任意内課税通知（課及eTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。 | 任意内課税に送付する、任意内課税通知（課及eTAXデータ）を任意（一括）または任意で作成ができること。 | | | | 自治体からの問い合わせ等で、過年度分に発行する必要のあるため、旧システムで発行のよう仕様とされている。 | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2072 | 23.3 | 任意内課税管理通知作成 | 一通知先住所を変更の上、再度任意内課税通知の作成ができること。 | 一通知先住所の変更の有無を問わず、再度任意内課税通知の作成ができること。 | | | | 再送や取消の旨を記載した通知送付の依頼が出る可能性があるため。 | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 4950 | 23.3 | 任意内課税管理通知作成 | 任意内課税通知通知済みの対象者について、通知先住所を変更の上、再度任意内課税通知の作成ができること。 | 任意内課税通知通知済みの対象者について、通知先住所を変更の上、再度任意内課税通知の作成ができること。 | | | | 自治体からの問い合わせ等で、過年度分に発行する必要のあるため、旧システムで発行のよう仕様とされている。 | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 1865 | 23.5 | 任意内課税通知対象者管理 | 任意内課税通知対象者の住民登録外課税先住所コードも管理できること | 任意内課税通知対象者の住民登録外課税先住所コードも管理できること | | | | 番号連携が必要のため | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 1109 | 23.6 | 任意内課税通知対象者管理 | 取り込んだ電子データを任意内課税通知イメージを生成し、管理（登録、参照、修正、削除）ができること。作成したイメージは印刷ができること。（「実装すべき機能」） | | | | | 通知内容が、システム画面でなく通知イメージで確認できれば、住民からの問い合わせに迅速に対応できるため。 | 反映する | 実装すべき機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 住民向けシステムとしては不要な案件と考えます。 （マウスシステムの機能） 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2494 | 23.6 | 任意内課税通知対象者管理 | 任意内課税通知（eTAXデータ）を取り込むこと。 | 任意内課税通知（eTAXデータ）を取り込むこと。二重課税や対象者が特定できない場合にはエラーリストが出力されること。 | | | | 二重課税・回収漏れの防止のため。 | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | |
| 2662 | 23.6 | 任意内課税通知対象者管理 | 任意内課税通知 | 任意内課税通知 | | | | 特 | 反映する | 実装しなくても可 よい機能 | 任意内課税通知（P:混）記載の内容を反映 | 【A:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 【未:対応済】 【中:対応済】 問題ありません | 反映する | | 誤植のみの修正です。 | | | | |

※2/25更新履歴は赤字にて示します。

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | 事前確認情報 | | 仕組への反映方針 | | 確認項目 | WT更新履歴 | | WT更新履歴 | 修正内容 |
|------|--------------|---------------------|-----|---|--------------------|-----------|----------|----------------|---|------------|------------------------|------------------------|--|--|------|--|-------------------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 内容 | 必要性 | | 修正方針 | 確認項目 | | |
| 2853 | 2.3.6 | 他自治体課税対 象者管理 | | 原文に次の文を追加！ 既に課税情報の登録があるもの、通知の登録したも の、登録済であるものについて対象者を確認でき ること。 | | | | | 前払者については、扶養要件の確認の ため所得届を行う必要があるからであ る。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 4665 | 2.3.6 | 他自治体課税対 象者管理 | | 他自治体からの住民内課税通（eTAXゲート）を取り 込めること。 | | | | | 取り込まれる。 | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | 反映する | | 誤謬の修正をします。 |
| 5043 | 2.3.6 | 他自治体課税対 象者管理 | | 他自治体からの住民内課税通（eTAXゲート）を取り 込めること。 | | | | 二重課税を発生し解消するため | | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5990 | 2.3.6 | 他自治体課税対 象者管理 | | 他自治体からの住民内課税通（eTAXゲート）を取り 込めること。 | | | | | 登録情報が存在する場合は、届取取消届 報が必要となるため | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5043に修正されていると考えます。 | 反映する | | #5043に合わせて対応します。 |
| 6263 | 2.3.6 | 他自治体課税対 象者管理 | | 他自治体からの住民内課税通（eTAXゲート）を取り 込めること。 | | | | | 登録情報が存在する場合は、届取取消届 報が必要となるため | 反映する | | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5043に修正されていると考えます。 | 反映する | | #5043に合わせて対応します。 |
| 9 | 2.4.1 | 各種資料取捨 （更新すべき機能） | | （更新すべき機能） 前年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動 情報が必要対象者に対し、前年度課税情報の確認分 隔へ一括処理で反映できること。 （更新しなくてもよい機能） ※別居別居期間については、給与支払報告書 の受付日と異動届の受付日と比較し、後から届出 された期間区分とする。 | | | | | 個人に対して、同事業所から前年度の 異動届と特別徴収区分の給与支払報告書 が提出された場合、前年度の徴収区分に ついては、より事業所の番号を反映させ るため、異動届の受付日と給与支払報告 書の受付日とを比較し、後から届出され た方を優先させるため。 | 反映する | 更新すべき 機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 #5043に修正されていると考えます。 | 反映する | | 普及割合回率（PR）記載の内容を「給与支払報告書 の受付日」ではなく「届出 支払報告書の届出日、前届 日」に修正して、反映 【注】前年度と、オプションを両方兼ねる場合、どのような動きになるのか分らない。 また、APRの「給与支払報告書の届出日、前届日」は、給与支払報告書に届出日の記載がない場合はどうするの。 【注】前年度で届出届をかけたいないから分らないため | |
| 1165 | 2.4.1 | 転勤退職処理 | | 転勤退職処理について、申告実況システムで入力した 情報も、選択システムに取り込めるようにしてほしい | | | | | 届出届前でも申告実況システムから選択 システムに情報取り込める機能は、申 告実況システムと選択システムの両方に 入力しなければならぬ。4、5月は申告 届と前年度の届出するが同入力になん てはならず業務量が多い。毎月の業務を 申告実況に力し、まとめて選択システ ムに取り込めるようにすれば業務量の増 減につながるため。 | 反映する | 更新すべき 機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 4674 | 2.4.1 | 両年度異動処理 | | 両年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動情 報が必要対象者に対し、前年度課税情報の確認区分 へ一括処理で反映できること。 また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出 すること。 【転勤】前年度の最新異動届が転勤届かつ前 年度と今年度で特別徴収異動届が異なる。 【退職】前年度の最新異動届が退職届かつ前 年度退職届前と今年度の特別徴収異動届が同一 の者。 | | | | | 一部のページでは両年度異動届の 更新対象者を抽出する際、前年度特別 徴収異動届を参照せずに抽出する際の システムがあり、更新が不安な者まで更 新対象となってしまうため。 【転勤】前年度の最新異動届が転勤届かつ前 年度と今年度で特別徴収異動届が異なる。 【退職】前年度の最新異動届が退職届かつ前 年度退職届前と今年度の特別徴収異動届が同一 の者。 | 反映する | 更新すべき 機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 転勤の文言を一部修正し、反映します。 【転勤】前年度の最新異動届が転勤届、かつ前年度の異動届の事業所と前年度の特別徴収異動 届が一致するもの。 | |
| 1889 | 2.4.1 | 両年度異動処理 | | 両年度の転勤退職者異動情報へ 特別徴収対象届による異動情報も含めたい | | | | | 特別徴収対象届による異動届が異なる 時期に届報が多量であり、転勤退職者 の異動情報の把握をするのであれば、該 届の届出も届出しはじめるが事務作業の増 減につながるため。 | 反映する | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2016 | 2.4.1-2.4.11 | 両年度異動処理 | | 更新前、更新不能者のリスト及びデータ出力の通知 | | | | | 正しく処理されたいかを確認する手段が ないため（既報りの確認、修正のた め） | 反映する | 実施しても しなくても よい機能 | 普及割合回率（PR）記載 の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |

| 資料1 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（補正要件） | | | | | | | | | | | | | ※この資料更新は標準としています。 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|------------------|---------------------|------------|---|--------------------|-----------|----------|----------|-----|--------|--------|----------------|----------------------|--------|--|------|------|-------------------|------|------|------|------|------|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT段階 | | 事後対応 | | | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への状況 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | | 確認項目 | 確認項目 | | |
| 643 | 2.4.13. | 両年度異動処理 | | 実況すべき期間として、前年度異動処理の特典の適用期間を確定するため、一定期間に経過した異動・異動異動者のリストも両年度異動処理にて対応できること。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 1150 | 2.4.2. | 両年度異動処理 | | 両年度異動処理の結果、前年度異動処理を修正した対象の一覧を出力できること。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 2912 | 2.4.5 | 両年度異動処理 | | 前年度のみ前年度異動処理も変更する場合は、印字第一号確認しても前年度特別異動にならなくなったケースにも対応できること | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 676 | 3.1. | 高所得・修正申告処理 | | 高所得・修正申告の証明書はコンビニ交付で出力されないこと。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 888 | 3.1.1. | 高所得管理 | | 一部未申告（贈与・遺贈・不動産）、完全未申告の別で、条件設定し、一覧・通知の出力ができること。また、個別に対象とするかどうか、手動で設定ができること。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 889 | 3.1.1. | 高所得管理 | | 一定の期間（修正期）に更新された対象者（課税異動申告）について、未申告フラグ等のままとなっている対象を抽出し一覧の出力ができること。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |
| 3652 | 3.1.2. | 高所得管理 | 指摘されていない事業 | 指摘されていない事業 | | | | | | 修正 | 反映する | | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 #3652と同一 | 反映する | | 指摘のため修正します。 | | | | | | | |
| 2664 | 3.1.2. 3.1.3. | 高所得管理 | 指摘されている | 指摘されていない | | | | | | 修正 | 反映する | | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 #3652と同一 | 反映する | | 指摘のため修正します。 | | | | | | | |
| 3653 | 3.1.3. | 高所得管理 | 指摘されている事業 | 指摘されていない事業 | | | | | | 修正 | 反映する | | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 #3652と同一 | 反映する | | 指摘のため修正します。 | | | | | | | |
| 2390 | 3.1.3.1. | 高所得内訳表（標準型）・修正申告書作成 | | 給与支払報告書に所得、退職金が記載されているものから、一定の条件を満たすものに対し、調査書を作成することができる。 | | | | | | 反映する | | 実況してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A中回答】 【B中回答】 【C中回答】 【D中回答】 【E中回答】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認事項 | | 仕様への反映方針 | | WT事前確認 | | WT詳細 | | 参加状況 |
|------|-----------|--|-----|---|--------------------|--|----------|----------|-----|--------|-------------|-----------------------|------|--|------|------|------|-------------------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕様への反映 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | 確認項目 | |
| 1878 | 3.1 | 減免処理 | | 減免決定通知書・印字通知書が出力できること | | 申請に対する結果を明確に出せるため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5019 | 3.1 | 減免処理 | | 追加！減免の決定通知書が出力できること。 その際に必要な減免決定の理由を出力できること。 | | 減免の申請に対して別決定通知書を行う必要があると考えたため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 様式の決定も必要となり、帳票要件で変更するべきと考えます。 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 1283 | 3.1-3.1.1 | 減免処理 特別徴収業務 非全特徴業務 更正（印刷・納付）処理 その他修正処理 | | 入力処理を行った期間において、入力処理の対象者と その内容の一覧を作成・出力できること。 | | 省の入力処理が行われているか確認する必要があるため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2657 | 3.1.1 | 減免情報管理 | | 減免決定時に許可の情報を管理できること。 減免決定後に更新処理があった場合はアラートを出力する。 | | 減免決定時の情報管理だけでなく、必要情報が入力できないこと、また、減免決定後は減免決定通知書が印刷/一括で出力出来ること。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 追加は、様式の決定も必要となり、帳票要件で変更するべきと考えます。 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3118 | 3.1.1 | 減免情報管理 | | 減免決定を行ったものに、減免決定通知書を送信日を 指定して実行できること。 | | 標準仕様書の記載やチェック条件から詳細内容が取れなかったため念のため記載するもの。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 様式の決定も必要となり、帳票要件で変更するべきと考えます。 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 4215 | 3.1.1 | 減免情報管理 | | 減免決定時に許可の情報を管理できること。 減免決定後に更新処理があった場合はアラートを出力する。 | | 標準のチェック項目を防止するため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5078 | 3.1.1 | 減免情報管理 | | 減免決定時に許可の情報を管理できること。 不許可の場合、その旨の通知書を作成できる。 | | 審査する中で減免対象外となった人に対してなんらかの通知が必要であるため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2438 | 3.1.1 | 減免情報管理 | | 申請に基づく減免の決定時に減免決定通知書が 実行できること | | 事務効率化のため | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 様式の決定も必要となり、帳票要件で変更するべきと考えます。 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 1164 | 3.1.3 | 減免入力 | | 一括処理ができるようにしたい | | 減免決定など、一括処理には必要である業務者が複数いる場合も、現在は2人以上の手入力しており業務が多い。一括処理ができれば業務量の削減につながるため。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 4951 | 3.1.3 | 減免入力 | | 所得割・所得割（個人住民税、標準所得割）の減免額を個別入力できること。 所得割・所得割（個人住民税、標準所得割）の減免額を、修正時ごとに個別設定できること。 | | 集計で定められている減免について減免を行うのは現実的ではないため、市町村単位で条件設定の仕組みを設け、自動で減免額の算出が出来るようにしたい。 | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率向上率 (PPI) 記載の内容を反映 | | 【A】同意 【B】同意 【C】同意 【D】同意 【E】同意 問題ありません。 実施しなくてもよい機能としてではなく、実施すべき機能としての反映を要望します。 | | | 反映する | 実施すべき機能として反映します。 |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT事後確認 | | 修正内容 |
|------|---------------|-----------------------------------|--|--|--------------------|-----------|----------|----------|--|------------|------------|-----------------------|--------------------------|------|---|------------|--------|------|--|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認員設置方針 ※具体的な確認も併せて記載ください | 仕組への反 映 | WT対象 | | |
| 1519 | 3.5 | 非全特例適用 | | 非全特例適用税額変更の結果をとりこめること。各処理結果について確認用の提出が可能となること。 | | | | | 府庁の運用で、エネタックスを通じて処理結果が提供されており、取込人で結果を確認すること（法人課税のみ）。も一つ一括処理が可能なため、ここでも記載が必要ではないと見なす。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 「確認済情報」に記載せず、CSVファイルや画面での一括表示もあわせと見なす。 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 | | | 反映する | 全TAXと連携して、非全特例適用の結果を変更した対象を確認する機能も追加します。 |
| 494 | 3.5 | 非全特例適用 管理 | なし | 非全特例適用の通知状況を確認（通知の種類・各区分・処理結果）が閲覧できること。 | | | | | 非全特例適用の通知状況を確認する必要があるため、Webシステムで取りこめる仕様とされています。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3523 | 3.5.1 | 非全特例適用 確認結果情報 管理(eLTAX連携) | →非全特例適用確認結果情報→ | →特別徴収処理結果情報(22通知)→ | | | | | 通知の種類が特例であるように明示、通知種別で検索は月次処理や年次処理が可能であるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 ※実施してもしくてもよい機能として反映ではなく、実装すべき機能の文言修正と見なします。 同時に、非全特例に関する他の情報についても通知名称の併記を要望します。 | | | 反映する | 全ての通知の種類に対応することが判断できるよう、画面を修正します。 |
| 5079 | 3.5.1 | 非全特例適用 確認結果情報 管理(eLTAX連携) | eLTAXと連携して非全特例適用確認結果情報も取り込み、非全特例適用情報の更新ができること。 | eLTAXでいただいたデータを年度別に分ける機能 | | | | | 年度ごとにデータを分けることで、年度ごとの業務効率を高めるため | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3524 | 3.5.2 | 非全特例適用 中止処理結果情報 管理(eLTAX連携) | 【修正】 非全特例適用中止処理結果情報管理(eLTAX連携) | 【修正】 非全特例適用 停止処理結果情報 (eLTAX連携) | | | | | 通知名称は、「中止」ではなく「停止」と見なします。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3525 | 3.5.2 | 非全特例適用 中止処理結果情報 管理(eLTAX連携) | →非全特例適用中止処理結果情報→ | →特別徴収 停止処理結果情報 (42通知)→ | | | | | 通知の種類が特例であるように明示、通知種別で検索は月次処理や年次処理が可能であるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 #3523と同様です。 | | | 反映する | 全ての通知の種類に対応することが判断できるよう、画面を修正します。 |
| 6618 | 3.5.2 | 非全特例適用 中止処理結果情報 管理(eLTAX連携) | (実装すべき機能) eLTAXと連携して非全特例適用中止処理結果情報も取り込み、非全特例適用情報の更新ができること。 非全特例適用中止の処理が明確に判断できること。 | (実装すべき機能) eLTAXと連携して非全特例適用中止処理結果情報も取り込み、非全特例適用情報の更新ができること。 非全特例適用中止の処理が明確に判断できること。 | | | | | 同じ以外の理由が理由できないため、特別徴収の区分を区分変更などの自動化を行い、確認するもの。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 問題ありません。 | | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 3526 | 3.5.2の後 処理 | 非全特例適用 確認結果情報 管理(eLTAX連携) | 新規 | eLTAXと連携して、特別徴収税額等変更通知の処理結果情報(42通知)を取り込み、非全特例適用情報の更新ができること。 | | | | | 全種類の通知に対する仕様を反映したほうが良いと見なします。 通知種別で検索は月次処理や年次処理が可能であるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 #3523と同様です。 | | | 反映する | 全ての通知の種類に対応することが判断できるよう、画面を修正します。 |
| 3527 | 3.5.2の後 処理 | 非全特例適用 確認結果情報 管理(eLTAX連携) | 新規 | eLTAXと連携して、特別徴収税額通知処理結果情報(42通知)を取り込み、非全特例適用情報の更新ができること。 | | | | | 全種類の通知に対する仕様を反映したほうが良いと見なします。 通知種別で検索は月次処理や年次処理が可能であるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 #3523と同様です。 | | | 反映する | 全ての通知の種類に対応することが判断できるよう、画面を修正します。 |
| 4182 | 3.5.3 | 介護保険特別 徴収中止処理結果 情報管理 | 介護保険の特別徴収対象者を加え非全特例適用 中止対象者を管理できること。 | 介護保険の特別徴収対象者情報を加え非全特例適用 中止対象者を管理できること。事業収の天引き判断に は、後援者情報、関係情報も併記して非全特例適用 中止対象者を管理できること。 | | | | | 7月の台帳確認と並行に、後援者情報、関係情報も追加したうえでの判断を行うため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率調査 (IPD) 記載 の内容を反映 | | 【A】回答 【F】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 #3523と同様です。 普及率調査にも記載しましたが、「介護保険特別徴収中止処理結果」の取込みに影響は不要と考えます。(3.5.3の機能化時の修正が必要) ※別途仕様において、介護保険特別徴収対象でない場合には非全特例適用を停止し、その理由を管理できること」等に、文言修正が必要と考えます。 | | ● | 修正 | 対応の急ぎの対応をお願いいたしますで機能への反映計画を確認します。 |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及期への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | ※この資料更新は完了しています。 | | | | |
|-------------------------------|-------------------------|----------|--|---|--------------------|-----------|----------|---|--|-----------------|------------------------|--|--|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------|------|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT対応 | | 参加状況 |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 内容 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員連携等 ※具体的な機長も併せてご記載ください | 仕組への反 映 | WT対象 | |
| 1533 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 また、一度決定した優先順位は徴収方法の変更によって再計算されないこと。 | | | | | | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 問題ありません。 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | |
| 2037 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。ただし、控除順序の優先順位は、任意に変更することが可能なものとする。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | | | | | 特別徴収の場合における、所得控除の適用の優先順位については、法令上の規定が存在せず、各自治体によって取り扱いが異なることから、任意の変更を可能とするため | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 問題ありません。 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | |
| 2096 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 任意の優先順位で控除を適用すること。 | | | | 控除の優先順位の変更が前提と異なるため、自治体によって、適用の順番に変更があると思われるため。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 控除の優先順位については統一すべきと考えます。 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 2143 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | | | | 特別徴収で、普通徴収がある者の更正については、一般に、自身での申告による控除の追加等が多いため、特別徴収から変更するよりも、普通徴収部分の優先順位を変更することが、住民の理解にもつながると考えられる。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 年の途中で給与以外の所得を申告し控除となるものも少なくありません。その場合に普通徴収を優先すると結果的に給与特別徴収が増額となってしまうため、修正意見に同意できません。（控除の理由を特異徴収等に説明できない） | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 2393 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。ただし、必要に応じて控除の控除の適用の順序を変更すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | | | | 場合によっては、申告控除の控除に適用しないケースも考えられるため（障害者控除など） | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 控除の優先順位については統一すべきと考えます。 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 2503 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 （給与特別徴収（給与控除）を優先して控除すること。） | | | | 給与特別徴収以外の控除に適用しないケースも考えられるため、本人が申告控除で申告し立上り以外の控除（例えば障害者控除）が給与特別徴収に反映することは好ましくないと考えられる。 また年金控除に優先して控除を適用すると、年金中止となる恐れがある。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 同上 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 4588 | 3.6.27. | 更正（毎月） | 特別徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用すること。 ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 | ①優先順位① ②給与特別徴収 ③年金特別徴収 ④普通徴収 ⑤給与特別徴収 ⑥年金特別徴収 ⑦普通徴収 | | | | 給与特別徴収以外の控除に適用しないケースも考えられるため、本人が申告控除で申告し立上り以外の控除（例えば障害者控除）が給与特別徴収に反映することは好ましくないと考えられる。 また年金控除に優先して控除を適用すると、年金中止となる恐れがある。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 同上 | | 反映する | 控除の優先順位を任意に設定可能とする機能も実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 5753 | 3.6.27. | 更正（特別徴収） | --- | 特別徴収に関する徴収区分の変更を行ったとき、変更後徴収（P9）以外の控除（P9）額を変更しないことができないこと。 | | | | 普通徴収や特別徴収から特別徴収へ変更、又は特別徴収から普通徴収や特別徴収へ変更した時、普通徴収控除と特別徴収控除が併存及び控除を共に再計算される。そのため、徴収区分（P9）区分で控除が及び、適用料にならないようにする必要はある。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2670 | 3.6.28. ～ 3.6.30. | 更正（特別徴収） | 文章本文の修正 | 3.6.27.の①～④の徴収方法について、控除を適用する 方法の変更が可能なこと 異動時（一部） ①～④は特別徴収に変更 ⑤⑥～⑦は特別徴収から給与特別徴収に変更 ⑧⑨～⑩は年金特別徴収の停止 ⑪～⑫は給与特別徴収と併存 ⑬⑭～⑮は年金特別徴収の併存 ⑯～⑰は年金特別徴収の通知（誤読等対応用） | | | | 文章の整理（3.6.29.は特別徴収から変更の旨で記載しない、この項目を3.6.28にする。） | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 実装すべき機能と考えます。 | | 反映する | 実装すべき機能として追加します。 | | | |
| 2758 | 3.6.29. | 更正（特別徴収） | --- | 「また、特別徴収者の一部の給与のみを普通徴収とすることが出来ること。」を追加。 | | | | 働き方の多様化に伴い、働き方があり、また、働き方改革では、給与や年金以外の所得の徴収区分選択性となっているが、税法上、給与の一部を普通徴収とするのが不可解であるという規定がないから。 | 反映する | 実施しなくても よい機能 | 徴収割合変更（P9）記載 の内容を反映 | 【A9回答】 システムの前記以前に、法律上規定が必要な条件と考えます。 【B9回答】 【C9回答】 【D9回答】 【E9回答】 問題ありません。 | | 反映する | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | 事前確認情報 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | WT確認 | | 参加状況 |
|------|--------|-------|---|---|--------------------|-----------|--|--|--------|-------------|--------------------|--------------------|---|---|--|-------------------|-------------------|------|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の軽減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 | 事前確認 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | WT事前確認 確認項目実施 ※具体的な確認も併せてご記載ください | | 仕組への反 | WT対象 | |
| 5000 | 3.6.7 | 更正処理 | 変更がない情報を含め、更正的の情報を以下の項目を確認可能な様式で出力すること。 ・確認項目 ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正対象の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・非課税の対象者の場合は課税方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する納税月（期） | 上記の確認項目に「更正日」を追加 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | |
| 2760 | 3.6.7 | 更正処理 | | <確認項目>に「更正理由」を追加。また、出力の定義の明確化。 | | | | 更正理由は市県への説明書において記載するため、標準仕様で選択できることを必須としていたがなし。 | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 4790 | 3.6.xx | 帳票印刷 | (帳票要件に記載なし) | 1月1日現在、包括的により非課税となる者について、当初課税では、自動的に非課税とすることが出来ること。また、（1期更正を含む）当初課税は、個別の入力により非課税とすることが出来ること。 | | | | 帳票要件の非課税処理が生産保護に限られており、包括的課税対象者の非課税処理が帳票要件に記されていないため | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 4800 | 3.6.xx | 帳票印刷 | (帳票要件に記載なし) | 1月1日現在、包括的により非課税となる者について、個別に追加・削除ができること。 | | | | 帳票要件の非課税処理が生産保護に限られており、包括的課税対象者の非課税処理が帳票要件に記されていないため | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 4801 | 3.6.xx | 帳票印刷 | (帳票要件に記載なし) | 個別に包括的による非課税対象者の追加・取消を行うものについて、非課税に変更、非課税の解除ができること。 | | | | 帳票要件の非課税処理が生産保護に限られており、包括的課税対象者の非課税処理が帳票要件に記されていないため | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2144 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 ただし、5年以上の課税の入力についてはアラートを 出すこと。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 | | | 地方税法第17条の5、17条の6 | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 特として、必須機能とします。 | | | |
| 2670 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 また、3期以上の更正5ヶ月前の更正については、エラーチェックが行われていること。 | | | 3年超更正や5年超更正については、地方税法第17条の5に該当する期間制限に該当する可能性があるため。 | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2675 | 3.7.1 | 過年度更正 | | 年度ごとの更新 増額3年超、減額5年超のアラートが出力できること。 | | | 最新のアラートの出力 | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 3447 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 更正期限に関するアラートチェックができること。 | | | 地方税法第17条の5、17条の6 | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 4224 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 | 過去年分の更正（限年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調査年度を管理すること）。 また、過更正の場合、普通徴収の納付の納期から、増額なら3年、減額なら5年を過ぎる場合は注意喚起メッセージが表示されること。 | | | 誤った更正をけないため。 | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 普及率会回率（PR）記載の内容も反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |

| 資料1 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（補修要件） | | | | | | | | | | | | | | ※この更新履歴は赤字にしています。 | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------|-------|--|---|--------------------|-----------|----------|----------|-----|--------|-------------|----------------------|--|--|------|------|--|-------------------|------|------|------|------|------|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT評価 | | 事後対応 | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への適性 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への状況 | 事務負担削減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認結果 | 確認結果 | 確認結果 | 確認結果 | 確認結果 | 確認結果 | | 確認結果 | 確認結果 |
| 2210 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。 | 過去及び過去7年の更正ができること。 | | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 2505 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。過年度の法定届納額を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。過年度の法定届納額を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。また、関係機関への力尽しようとした場合、アラート表示が出ることを。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 3207 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。 | 過去7年分の更正（既年度含む）ができること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 5253 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。 | 過去7年分の更正（既年度含む）ができること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 5294 | 3.7.1 | 過年度更正 | 過去10年分の更正（既年度含む）ができること。過年度の法定届納額を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。 | 過年度の更正は、最長過去7年分となります。過年度の法定届納額を引継いで、更正を行うことができますこと（課税年度と課税年度を管理すること）。10年分を想定している機能は行いません。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 4183 | 3.7.2 | 過年度更正 | 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものを含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力情報及び届出の回数なく行えること。 | 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものを含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力情報及び届出の回数なく行えること。また、必要に応じて任意に入力情報の削除を行えること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 別途確認しているアラートの改善として、増額3年超、減額5年超のアラートを追加します。 | | | | | | |
| 2340 | 3.7.2 | 過年度更正 | 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものを含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力情報及び届出の回数なく行えること。 | 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものを含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力情報及び届出の回数なく行えること。また、必要に応じて任意に入力情報の削除を行えること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 3653 | 3.7.2 | 過年度更正 | 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものを含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力情報及び届出の回数なく行えること。 | 3年超の増減正について注意喚起が出ることを。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 5755 | 3.7.3 | 更正処理 | — | 過年度更正も過年度特別徴収に切り替えられること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 1560 | 3.7.4 | 過年度更正 | — | 過年度課税届出を取消した場合に、収納の課税額に適切に反映できること。 | | | | | | 反映する | 実施しなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT後確認 | | 事後対応 |
|------|-------|-----------------|--|---|--------------------|-----------|----------|----------|--------|------------|------------|-----|--|------|---------------------------|--|------|
| | | | | | 地方税法（法第・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反 映 | 事前確認 内容 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 の具体的な確認も併せて記載ください | 仕組への反 映 | |
| 610 | 4.1.5 | 特別徴収納税 発行 | 前年度課税者の特別徴収納税決定通知書（納税義務者 定・変更通知書 発行）は更正記録に基づく一括発行の対象外となること と、 また、上記仕様を適用するか否か、任意に選択できる こと。 | 前年度課税者の特別徴収納税決定通知書（納税義務者 用）は更正記録に基づく一括発行の対象外となること と、 また、上記仕様を適用するか否か、任意に選択できる こと。 | | | | | | 更新 ● | | | 4271と合わせて検討します。 【中回答】 4271同様、 【中回答】 【中回答】 【追加対応】 【中回答】 同上 【中回答】 【中回答】 上記4271記載のとおり 【中回答】 【中回答】 前年度課税者の特別徴収納税決定通知書（納税義務者用）について、受け取る側の職員業務において取り扱いが異なることの見直しを踏まえ、自治体によって取り扱いが異なることが問題であると認識しています。したがって、納税義務者自身が申請であることを前提に問題なく申請処理が可能となるよう見直しを進めたいと考えています。 | 反映する | ● | 4271の適用に包含されるものと同様します。 | |
| 330 | 4.1.6 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できますこと。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 のみから増額となった事業所のみを対象とできますこと。 と、 また、上記仕様を適用するか否か、任意に選択できる こと。 | | | | | | 更新 ● | | | 更正記録時の一括発行は、非課税から課税及び所得割のみから増額となった事業所のみとするの条件については、団体の適用によるため、柔軟な対応が必要と考えます。 【中回答】 「非課税から課税及び所得割のみから増額となった事業所のみとする」の条件については、団体の適用によるため、柔軟な対応が必要と考えます。 【中回答】 問題ない。発行も納入金額に変更が生じて変更後の納入書は送付していない。 【中回答】 納入書は、当初も随時で通知書を送付する際に同封するが、また記録を印字するのは、自治体によるものである。4230の自治体は、増額のみ印字して送付するようだが、印字するら減額の場合も送付すべきと考え、よって、増額のみ送付する運用はないと思う。 【中回答】 本市では、左記の条件で問題ありません。 【中回答】 問題ない。 【中回答】 本市では、記録に変更があった場合は納入書を手で送付していただくこととしているため、更正記録時に一括発行については、表記の条件での発行で問題ないと考えている。 【中回答】 問題ないものと考えています。 | 反映する | ● | オプション機能として、以下の条件を追加します。 ・更正記録の結果、非課税から課税または所得割のみから増額となった事業所を対象に、納入書を一括発行するかを選択できること。 | |
| 3827 | 4.1.6 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できますこと。 | 任意で事業所を指定し、複数の事業所を同時に指定で きること。 と、 また、納入書一冊送付時の事務負担が軽減 する。 | | | | | | 更新 ● | | | 特別徴収納入書発行時の複数の事業所同 時発行の要件を記載ください。 【中回答】 不要要件と考えます。 【中回答】 納入書の発行は、当初及び月次記録等やパッチ記録として発行している。それ以外にオンライン等で1事業所ずつ発行はしているが、複数の事業所同時発行は行っていない。このため、複数の事業所同時発行は必要ない。 【中回答】 パッチでの一括発行は、個別で事業所を指定して発行する以外の運用は不要。 【中回答】 また、文章が分かりにくいので、次のように修正してはどうか。「勤務者指定様式の特別徴収納入書（国）を一括または、任意で事業所を指定し発行に発行できること。」 【中回答】 本市では、左記の機能については不要と考えます。 【中回答】 オプションであってもよいと思う。 【中回答】 機能として合ってもよいと考え、小規模団体ではそこまで必要はない（個別指定で足りる）と思われる。オプション機能でよいのではないかと。 【中回答】 複数の事業所同時発行により事務負担の軽減が図られるため必要であると考えている。 | 反映する | ● | オプション機能として、以下の条件を追加します。 ・任意に複数の事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収納入書（国）を一括で発行できること | |
| 2500 | 4.1.6 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できますこと。 と、 また、納付書の枚数を指定して出力できること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できること。予 め納付書の枚数を指定して出力できること。 | | | | | | 更新 ● | | | 予備分の納付書出力のシステム出力力 関してご確認ください。 【中回答】 必要要件と考えます。「枚数を指定して」の部分は不要と考えます。 【中回答】 現状、予備分の納付書も発行している。当初はすべての事業所には納付書で送付している 【中回答】 書き出しの枚数は予備分の納入書も発行してもらっている。予備分の納付書の枚数は必須。 【中回答】 予備分は必須である。当然のシステムでは、パッチ記録時のフレームワークで予備枚数を指定できる。 【中回答】 本市では、左記の機能については必要であると考えます。 【中回答】 必要である。 【中回答】 予備分の納付書発行機能は、枚数を指定して必要である。 【中回答】 1000枚以上か、超過分部分の納入を別送を行う場合等に利用されている。 【中回答】 予備分の納入書のシステム出力は必要であると考えている。 | 反映する | ● | 必須機能として、以下の条件を追加します。 ・納入書の一括発行とあわせて、予備分の納入書も発行できること。 なお、予備分の枚数については、一括発行時に設定できること。 | |
| 4579 | 4.1.6 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できますこと。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行できること。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | | | | | | 更新 ● | | | 42509と合わせて検討します。 【中回答】 42509同様、 【中回答】 【中回答】 42509と同一 【中回答】 同上 【中回答】 【中回答】 上記42509記載のとおり、 【中回答】 【中回答】 予備分の納入書のシステム出力は必要であると考えており、合わせて期間月に対応した枚数出力が必要であると考えている。 | 反映する | ● | 42509と合わせて対応します。 | |
| 4959 | 4.1.6 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | | | | | | 更新 ● | | | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 反映する | ● | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 5756 | 4.1.6 | 更正記録 | 月次記録により納入書を一括発行する場合、税額が 発生した月分以降をまとめて発行していただくこと。 | 月次記録により納入書を一括発行する場合、税額が 発生した月分以降をまとめて発行していただくこと。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | | | | | | 更新 ● | | | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 反映する | ● | 機能要件を以下とおり修正します。 ・任意で 月次記録により、納付書の枚数を指定して発行する場合、税額が発生した月分以降をまとめて発行すること。 税額が発生した月分以降をまとめて発行していただくこと。 | |
| 17 | 4.1.7 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | | | | | | 更新 ● | | | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 反映する | ● | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 397 | 4.1.7 | 特別徴収納入 発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | | | | | | 更新 ● | | | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 反映する | ● | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 4290 | 4.2.1 | 普通徴収納税 通知書発行 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 と、 また、納入書と印字済みの予備分を合わせて出力 できること。納付書枚数も対応していること。 | | | | | | 更新 ● | | | 任意で事業所を指定し、勤務者指定様式の特別徴収 納入書(国)を一括または個別に発行 できること。 | 反映する | ● | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前準備 | | 参加状況 |
|------|---------|-----------------|-----|---|--------------------|-----------|----------|----------|--|--------|--------|----------------|----------------------|--|------------------------------|------------------------------|---|------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反映 | 事務負担削減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 任意組合回答 ※具体的な理由も併せてご回答ください | 任意組合回答 ※具体的な理由も併せてご回答ください | 任意組合回答 ※具体的な理由も併せてご回答ください | |
| 625 | 4.3.7 | 非全特別徴収税額決定通知書発行 | | 「実質すべき機能」と「実質してもしなくてもよい機能」を次のように統合し、「実質すべき機能」とする → 非全特別徴収税額決定通知書の発行は任意組合の負担（地方税法第321条の7の解釈）として、非全特別徴収税額決定通知書又は非全特別徴収の停止通知書のいずれかを通知（届出）し取り付けること。通知書の発送者一覧が出力できること。 | | | | | 自治体によって取り扱いが異なると考えられる。このような機能は自治体で選択（設定）できるような要件としておくのが望ましいと考える。 | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 修正前記載のとおり、「実質すべき機能」と「実質してもしなくてもよい機能」も次のように統合し、「実質すべき機能」とすることを要望します。 | 反映する | | 実質すべき機能として整理します。 | |
| 414 | 4.3.7-8 | 非全特別徴収税額決定通知書発行 | | 前年度から非全特別徴収税額決定通知書、本年度が課税のれめ納税通知書が交付されず、仮徴収において滞りが発生する事について、非課税であることを通知が可能なことを通知するなどの改善を目的（または一覧データ出力）できること。 | | | | | 納税義務者には、前年度に通知した仮徴収手続が通知されていないため、非課税のため滞りになることを通知する必要がある。 | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 #4275に改善されていると考えます。 | 反映する | | #4275に合わせて対応します。 | |
| 493 | 4.4.1 | 通知書再発行 | | 非通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納付書、非全特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。 納税通知書再発行時は、当初・更正区分や発行日の指定ができること。 特別徴収税額決定・変更通知書について、D0・ST0対象者は任意の住所ではなく前報に記載の住所を表示できること。 特別徴収税額再発行時は、当初・更正区分や発行日の指定ができること。 また、必要時に納期限の変更ができること。 | | | | | D0・ST0対応のため、追加等で納期限も変更して発行する場合があるため。 | 反映しない | | | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 #4271と同じ | 反映しない | | 課税関連要件で任意組合向け発行可否を定義しています。 1.6.16で納期限を変更した後、納付書発行する仕様を想定しています。 | |
| 618 | 4.4.1 | 通知書再発行 | | 「文言修正の機能」を実装機能とする。 | | | | | D0以外により最新住所を通知すべきでない場合があるため | 反映しない | | | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 #4271と同じ | 反映しない | | 課税関連要件で任意組合向け発行可否を定義しています。 | |
| 1291 | 4.4.10 | 発行履歴管理 | | 各種通知書および各種証明書の発行履歴を管理できること。 【管理機能の項目】 通知書/証明書番号 発行対象者情報（氏名、住所） 発行日 納付日 期限 通知または証明内容 備考 | | | | | 証明書に「発行日」は不要と考える。 各種通知書は「発行日」「通知年月日」「発行日」「システム出力年月日」を設定するとか解釈でしょうか。以上のことから任意組合/任意組合の区別は分けて記載すべきと考える。 また、「備考」というのも所に対する備考が不明なため、記載を見直すか削除すべきと考える。 | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #4271と同じ | 反映しない | | 履歴情報として残す「備考」が、不明瞭であるため反映不要とします。 | |
| 215 | 4.4.2 | 通知書再発行 | | 納入状況と連携し、差額の納入書が発行できること。 | | | | | 税額変更があった場合に限り、誤納等により課税額と納入額の差額が発生する場合があるため。 | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #4271と同じ | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 5195 | 4.4.2 | 通知書再発行 | | 税額変更があった場合は、納付状況と連携し、差額の納入発行は必要。 | | | | | 発行が実行される恐れがあり納税者に設計な手間をかける可能性があるため。 発行の税額システムでは標準仕様である。何らかの手段で差額の納入書発行できれば、差額通知が発生し、問い合わせも増加することが予想されるため。 | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #215と同じ | 反映しない | | ご意見を踏まえ反映しないものとして整理します。 | |
| 5573 | 4.4.2 | 通知書再発行 | | 納入状況と連携し、差額の納入書が発行できること | | | | | 税額変更がない場合（引当額付）でも納入書の発行に比べてするため | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #215と同じ | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | |
| 2444 | 4.4.6 | 非通知通知書の再発行 | | 課税課税した事に対して改めて税額が支払したものは税額変更通知書ではなく、前後の納税決定通知書として発行可能なこと。 | | | | | 正確な記録のため | 反映する | | 実質してもしなくてもよい機能 | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #215と同じ | 反映する | | 実質すべき機能として反映します。 | |
| 6276 | 4.4.XX | 通知内容の任意修正 | | 次の機能を「実質すべき機能」として追加 → 特別徴収税額決定通知書の発行は任意組合の手続きであり、その旨で再発行できること。 | | | | | D0手続対応で住所を修正して通知すべき場合があるため | 反映しない | | | 任意組合回答（IPPO）記載の内容を反映 | 【A0回答】 【B0回答】 【C0回答】 【D0回答】 【E0回答】 【F0回答】 【G0回答】 【H0回答】 【I0回答】 【J0回答】 【K0回答】 【L0回答】 【M0回答】 【N0回答】 【O0回答】 【P0回答】 【Q0回答】 【R0回答】 【S0回答】 【T0回答】 【U0回答】 【V0回答】 【W0回答】 【X0回答】 【Y0回答】 【Z0回答】 #4271と同じ | 反映しない | | 課税関連要件で任意組合向け発行可否を定義しています。 | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認情報 | | 仕替への反映方針 | | WT事前確認 | | WT詳細 | | 事後対応 |
|------|----------------|-----------------------------|--|---|--------------------|-----------|----------|----------|-----|--------|--------|----------|------|---|--|--------|------|---|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕替への反映 | 事前確認情報 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 | 仕替への反映 | WT対象 | |
| 4007 | 4.5. | 証明書発行 | | 令和元年度1月31日事務決断「高等教育機関の専任教員組織に関する暫定措置の実施における発付の経緯の整理に関する取組方針について」にて文部科学省高等教育学生・課長課長より文部科学省高等教育学生課長より通知書も送付して証明書の発行も通知書も送付番号4.5.1-4.5.3という証明書の発行として実施されること。 | | | | | | 要検討 | ● | | | 令和元年度1月31日事務決断「高等教育機関の専任教員組織に関する暫定措置の実施における発付の経緯の整理に関する取組方針について」の対応のため、「課税準備」「課税準備」が出力されている状態が不明です。資料を修正してください。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映しない | | 必要項目を修正要件として変更済みであるため、反映不要と判断します。 |
| 3947 | 4.5.9.0 | 事業証明 | | 個人事業主と連携し、納税義務者を把握し、事業証明が発行できるようにする。 | | | | | | 要検討 | ● | | | 個人住民税業務として、事業証明の出力が必要かをご確認ください。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映しない | | 構成ご意見より、標準仕様としては不要と判断します。 |
| 23 | 4.5.1 | 課税証明書、非課税証明書発行 | （実況すべき機能） 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） | （実況すべき機能） 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） 特別徴収義務者の課税証明書については、事業所（支店・営業所）ごとに証明するのではなく法人単位で証明発行すること。 | | | | | | 要検討 | ● | | | 特別徴収義務者の課税証明書の発行を内訳について自動でとに追加分がないようにするため（課税証明書含む）。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映しない | | ご意見を踏まえ反映しないものとして整理します。 |
| 403 | 4.5.1 | 課税証明書、非課税証明書発行 | （実況すべき機能） 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） | （実況すべき機能） 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） 特別徴収義務者の課税証明書については、事業所（支店・営業所）ごとに証明するのではなく法人単位で証明発行すること。 | | | | | | 要検討 | ● | | | 住民の負担を軽減するため、特別徴収義務者の証明内訳について自動でとに追加分がないようにするため（課税証明書含む）。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | - | - | 同上 |
| 3974 | 4.5.1 | 課税証明書、非課税証明書発行 | | 証明も年度別発行できるようにすること | | | | | | 要検討 | ● | | | 5年分の所得課税証明書を求められるケースがあるため、発行できるようにする必要が有る。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 要検討 | ● | 追加の課税および年（課税年度・標準年度）で問題ないと考えますが、業務上、10年分の発行が必要を確認します。 |
| 4440 | 4.5.1 | 課税証明書、非課税証明書発行 | 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） | 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） 5年分（5年度分）も発行し、システム上10年分の課税証明書を発行できるようにする。課税証明書は一定期間（最近5年）しか発行しない運用を継続できるように、証明発行対象期間を制限できるようにしたい。 | | | | | | 反映する | | | | 5年分（5年度分）も発行し、システム上10年分の課税証明書を発行できるようにする。課税証明書は一定期間（最近5年）しか発行しない運用を継続できるように、証明発行対象期間を制限できるようにしたい。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映しない | | ご意見を踏まえ反映しないものとして整理します。 |
| 4795 | 4.5.1 4.5.3 | 課税証明書、非課税証明書発行 所得課税証明書発行 | 課税証明書、非課税証明書の発行ができること。（標準でも含む。） 所得課税証明書の発行ができること。 | 課税額（課税額は0）及び所得金額等の記載がある証明書を発行できること。 所得課税証明書として発行できること。 | | | | | | 反映する | | | | 課税額（課税額は0）及び所得金額等の記載がある証明書を発行できること。 所得課税証明書として発行できること。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映しない | | 補修要件の中で整理します。 |
| 4781 | 4.5.11 | 発行 | 一発行前にデータベースを更新することにより書き換え発行することができること。 | 4.5.11に記載のある課税額は課税額の範囲でよいが、証明書として発行する場合は発行履歴取得を実施した方が望ましいため、発行履歴取得時に発行内容を把握するための機能を付加すること。（4.6.2で書き換え後の発行内容が変更できること。） | | | | | | 反映する | | | | 発行前でも発行内容を把握することは自治体業務が必要になるため。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5788 | 4.5.15 | 証明書発行 | 氏名については外国人の氏名も、氏名・氏名を記載した状態で発行できること。 | 氏名については外国人の氏名も記載の上で、漢字・英字表記・カタカナ表記の記載ができること。 | | | | | | 反映する | | | | 証明書交付の氏名に関して、住民の要望に対応するため | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2216 | 4.5.3 | 所得課税証明書発行 | 必要項目を選択することができること。 | 全項目選択の一部項目証明（証明情報なし）を選択できること。 | | | | | | 反映する | | | | 住民は、自治体等に証明書の発行が滞るが、種別が一つあることにより、住民の負担軽減に繋がると考えられる。必要項目を選択可能なものは自由選択が可能であることにより、住民の負担軽減に繋がると考えられる。 | 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 【お問合せ】 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及率向上への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | | ※この資料集は赤字にしています。 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|----------|--|--|--------------------|-----------|----------|----------|--|------------|------------|-----------------------|-----------------|--|----------------------------|--|-------------------|--|------|------------|------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT段階 | | 事後対応 | | | | | | | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への反 映 | 事務負担 軽減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認項目 ※具体的な理由も併せてご記載ください | | | | | 反映への反 映 | | WT対象 | | | | | | | |
| 1325 | 4.5.6 | 出先機関への出力 | | 出先機関の窓口でも証明書の発行ができること。 | | | | | 出先機関の窓口でも証明書の発行ができること。また、それができなくなる委員が本件まで発行し兼ねない場合も、移動手段がない交通弱者にとっては発生している負担を軽減し、コンビニでも証明書を取得することが可能であるが、現状のマイナンバー取得率で考えると、出先機関での証明書の発行の有効性に疑問はできない。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 4397 | 4.5.6 | 発行 | | 課税情報に基づき、課税、非課税の別を判断の上、適切な証明書も発行できること。 記録項目の各世帯の課税情報と証明書の発行可否を、発行できない場合はその理由も確認できること。 | | | | | 窓口や電話の対応で、証明書の発行できない場合はその理由も説明する必要があるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 2551 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | | 印刷履歴も自動で書き出せること。 | | | | | 印刷履歴による発行履歴の登録されない恐れがあるため。 | 反映する | | 実施すべき 機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 3081 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | 【追加すべき機能】 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 | 【追加すべき機能】 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 また、その事由（未申告、返戻金、支援課税対象者）や備考を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 その事由（未申告、返戻金、支援課税対象者、支援課税対象者等）を登録できること。 | | | | | 証明発行禁止・発行禁止を行う際の必要なことあり。実施上、発行禁止理由を確認する必要もあるため。また、「住民課税対象者」についても実務運用を考慮し、別途確認が必要か追加してほしい。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 4096 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由（未申告、返戻金、支援課税対象者）や備考を登録できること。 | | | | | 前年度の課税証明書の発行については、備考「特記」の中の特記通知書送付日から開始されるため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 1956 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由（未申告、支援課税対象者）や備考を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 警告メッセージには事由、備考記載内容を表示し、どのような理由で禁止されているかの場で判読できること。 | | | | | 多くの発行禁止は、対象者すべての範囲について行うことが多く、年度で設定する範囲はよくないため、年度ごとに設定できる必要はない。むしろ年度だけ設定し忘れということが発生しうる。返戻金であれば、返戻金発生を備考から連携して判読する方法も考えられる。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 4443 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | | 備考修正による通知書発行前、一定の条件のもと、証明発行禁止の設定ができること。 | | | | | 課税の送達後、地方税法の課税要件の成立に準拠し対応。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 6937 | 4.5.7 | 発行禁止・警告 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 | 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由（未申告、返戻金、支援課税対象者）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 | | | | | 発行禁止や警告の表示が印刷された方が必要な手続の案内が示すため。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 1327 | 4.5.8 | 発行可能日の範囲 | | 課税決定日をもって、証明書が発行できるようになること。 | | | | | 課税決定日をもって証明書の発行が可能とすべきと考え。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |
| 1960 | 4.5.8 | 発行禁止・警告 | 個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に 対応できること。本人以外には証明発行禁止とする よう管理できること。 | 個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に 対応できること。本人以外には証明発行禁止とする よう管理できること。 その事由（未申告、返戻金、支援課税対象者）や備考を登録 できること。 証明発行時に警告メッセージを表示できること。 警告メッセージには事由、備考記載内容を表示し、ど のような理由で禁止されているかの場で判読できる こと。 | | | | | 証明発行時の場合は、市民が申し出ているケースはほとんどである。警告メッセージが受け取れたら発行禁止となった理由等を画面上で必ず必ず表示し、市民対応ができることが求められる。 | 反映する | | 実施しても しくても よい機能 | 普及率向上 の取組を反映 | 【A4内容】 【A5内容】 【A6内容】 【A7内容】 【A8内容】 【A9内容】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | | | |

| 資料1 個人投資税WT 全国意見聴取会への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | ※3の更新事項は赤字にしています。 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|---------|--|---|--------------------|-----------|----------|----------|-----|--------|----------------|----------------------|----------------------|---|---|------|---|-------------------|------|--------|------|------|--|--|--|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT段階 | | 事後対応 | | | | | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 反映への状況 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | WT事前確認 ※具体的な議論も併せてご意見をください | | | | | 反映への状況 | | WT対象 | | | | | |
| 2313 | 45.8 | 発行禁止・警告 | - | 住所情報や扶養情報の表示・非表示の選択ができること | | | | | | 反映する | | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | |
| 5309 | 45.8 | 発行禁止・警告 | - | 前年収入がした証明発行禁止・禁止解除の設定を3年単位に引き継ぐことができること。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | |
| 1120 | 45.9 | 発行 | - | 住所について、現在所と届出住所が異なる場合は住所を修正できること。またその履歴、いづれかを選択することが出来ること。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | |
| 6278 | 45.XX | 発行 | - | 項目番号2の既定設定となつたものは発行できない機能ができること。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | |
| 6279 | 45.XX | 発行 | - | 次の要件を「実装すべき機能」として追加 ・申告済の発行可能年齢を設定できること。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | | | | | |
| 6281 | 45.XX | 発行 | - | 次の要件を「実装してもしなくてもよい機能」として追加 ・申告済のない者の申請確認機能が実行できること。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 申告済のない者のうち継続者として認定されている場合は必要と見えます。 | 反映しない | | 詳細とは明示せず、税額がゼロであることが明らかであり、備考欄に継続者である旨の記載があれば、手続き上、確認が必要な情報は充足するもの判断し、反映不要と整理します。 | | | | | | | | | | |
| 2885 | 46.1 | 発行情報取得 | （発行済・発行待機中） | （発行済・発行待機中） | 同上 | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 問題ありません。 | 反映する | | 実装すべき機能として反映します。 | | | | | | | | | | |
| 25 | 46.4 | 発行 | （実装すべき事項） 各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力の必要が以下の条件により一括発行対象から除外できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【共通】 ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した履歴【特別徴収通知】 ・格納簿の変更がない更正記録による特別徴収決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 【共通】 ・格納簿の変更がない更正記録による納税通知書は一括発行の対象とできること。 | （実装すべき事項） 各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力の必要が以下の条件により一括発行対象から除外できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【共通】 ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した履歴【特別徴収通知】 ・格納簿の変更がない更正記録による特別徴収決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。ただし、税額による変更もしくは納税義務者用にも特別徴収通知も発行する。【共通】 ・格納簿の変更がない更正記録による納税通知書は一括発行の対象とできること。 | | | | | | 反映しない | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 409と同じ | 反映する | | 4.0.5とあわせて実装すべき機能として対応します。 | | | | | | | | | | |
| 312 | 46.4 | 発行 | | 新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）も発行される。 | | | | | | 反映する | 実施してもしなくてもよい機能 | 意見照会回答（IPPO）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 4.1.5において「新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正記録に基づく一括発行の対象外となること。」が実装してもしなくてもよい機能と変更されており、「新規非課税者についても特別徴収税額決定通知書が一括発行の対象となること」が実装すべき機能と見えます。しかし、4.1.5が「新規非課税者について特別徴収税額決定通知書の一括発行の対象とするの対応ができること」への修正も要します。 | 反映しない | | 4.1.1に包含されているものとして整理します。 | | | | | | | | | | |

資料1 個人投資税WT 全国普及部会への対応方針（補修要件）

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | 事前確認要件 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | WT前段階 | | 事後対応 |
|------|--------|--------|---|--|--|-----------|----------|----------|---|--------|---------------|--------------------|---|--------------------|-------|-----------------------------|---|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕組への反映 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確認員役割 | 確認員役割 ※具体的な役割も併せてご記載ください | |
| 405 | 4.6.4 | 発行 | 【実況すべき事項】 倉庫通知の一括発行前、オンライン上で届出出力し、倉庫以下の場合により一括発行対象から除外できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【特記】 一括発行前、オンライン上で届出出力した概要【特別届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 | 【実況すべき事項】 倉庫通知の一括発行前、オンライン上で届出出力し、倉庫以下の場合により一括発行対象から除外できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【特記】 一括発行前、オンライン上で届出出力した概要【特別届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。ただし、税額による変更もしくは納税課税通知とも特別届出通知を発行する。【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 | | | | | 課税事務所であっても、特別届出への対応中倉庫や特別課税区分で税戻の給付を当該税務所が担当している場合には、事務所に押し送られたものも適切に処理した旨をお知らせの意味も込めて送付する。また、税額による異動については、納税義務者の告知欄に変更はないが、月別額の変更になる場合には、送付する。 | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | ※高橋氏の指摘も併せてご記載ください | 反映する | | 4.6.5とあわせて実況すべき機能として対応します。 |
| 2637 | 4.6.4 | 発行 | 【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 | 4.6.3-4に同じ - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 | | | | | 税額の変更なくとも発行対象となっていることであるが、税戻では申告課税、税額の変更があった場合には原則、納税通知書を送付していただく。【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 | 反映する | 実況すべき機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 9590 | 4.6.4 | 発行 | 倉庫通知の一括発行前、オンライン上で届出出力し、倉庫以下の場合により一括発行対象から除外できること。（以下略） | 上記に追加して、一括発行前、オンライン上で届出出力した概要を一括発行対象から除外し、場合によっては納税義務者のリスト（備考）も出力すること。 | | | | | 上記のリストにより、オンライン届出出力の概要の通知を送付したか確認することができ、万が一オンラインで届出出力が受け付けずに入力した対象があれば、一括出力でも対象外となるため通知書が送付されない状態となってしまう。 | 反映する | 実況すべき機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 9427 | 4.6.4 | 発行 | 【実況すべき機能】として次の機能を現在の機能に追加する。 ＜一括発行の除外条件＞ 【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 【普通届出通知】 - 納税義務者の納税通知書は更正届による一括発行の対象外となること。 | 【実況すべき機能】として次の機能を現在の機能に追加する。 ＜一括発行の除外条件＞ 【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。【普通届出通知】 - 納税義務者の納税通知書は更正届による一括発行の対象外となること。 | | | | | 課税事務所に納税決定通知書を送付する。課税事務所に納税決定通知書が多くなり、納入期限の短縮が懸念される。 | 反映する | 実況すべき機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映しない | | 4.6.5とあわせて実況すべき機能として対応します。 要件の内容が不明です。 特別届出一括発行しない、普通届出一括発行しないことを標準とする。一括発行しないことが標準である。ということでしょうか？ 【中回答】 |
| 6023 | 4.6.4 | 発行 | 【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 | 【普通届出通知】 - 税額等の変更がない更正届による納税通知書は一括発行の対象外となること。 【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 【普通届出通知】 - 納税義務者の納税通知書は更正届による一括発行の対象外となること。 | | | | | 不要な通知書が大量に印刷されてしまうのを防止するため。また、倉庫以下で印刷が必要なものを増やしたため、送付できるようにしたい。 | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 （普通届出で納税課税通知書を作成する旨の通知が存在するのでしょうか。） |
| 2402 | 4.7. | (新設) | | 申告特別届出を受理した対象者について、必要に応じて、特別届出となる案件については、自動的に関しして送付するとともに、対象者のリストも出力すること。また、受付先・受付時間・送付時間等も記載した通知書を送付すること。 例：受付先等の対応で遅延した場合、確定申告がされた場合など。 | 地方税法第7条第2項第2号の特別届出となる案件については、自動的に関しして送付するとともに、対象者のリストも出力すること。また、受付先・受付時間・送付時間等も記載した通知書を送付すること。 | | | | 必要な通知書を送付していただく。 | 反映する | 実況すべき機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2218 | 5.1.1. | 返戻情報管理 | | 返戻情報の入力時、当該人物の担当書、返戻報告が承認されている場合に、返戻情報がある者として警告メッセージが送付すること | | | | | 返戻がある者が口に実行した際に、戻り情報などを本人に確認するため。 | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 5186 | 6.1. | 関係対象排除 | | 【実況してもしくてもよい機能】 - 死亡者のうち、継承人が指定されていない者を抽出し、届出通知書を作成すること。 | | | | | 相続人調査の際に職員作業時間を削減するため | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 2677 | 6.1.1 | 扶養情報照会 | 扶養情報等（戸籍部会等含む）に係る照会対象者名を照会する条件（世帯の扶養者、寡婦、ひとり親）を設定し、抽出できること。 | 扶養情報等（戸籍部会等含む）に係る照会対象者名を照会する条件（世帯の扶養者、寡婦、ひとり親）を設定し、抽出できること。 【特別届出通知】 - 納税義務者の特別届出通知の受領通知（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。【普通届出通知】 - 納税義務者の納税通知書は更正届による一括発行の対象外となること。 | | | | | 海外の同一生計配偶者については、届出期間を確認するため戸籍部会が必要となる。届出期間に届出期間があるが、届出期間が24ヵ月を超え、当該期間の在籍の届出期間である場合には、届出期間を延長する必要がある。 | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 |
| 6491 | 6.1.1 | 扶養情報照会 | 扶養情報等（戸籍部会等含む）に係る照会対象者名を照会する条件（世帯の扶養者、寡婦、ひとり親）を設定し、抽出できること。 | 扶養情報等（戸籍部会等含む）に係る照会対象者名を照会する条件（世帯の扶養者、寡婦、ひとり親）を設定し、抽出できること。 | | | | | 扶養情報照会、所得情報照会において必要の機能である。 | 反映する | 実況してもしくてもよい機能 | 普及部会回答（P9）記載の内容を反映 | 【A9回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 【中回答】 | | 反映する | | 6277と合わせて整理します。 |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及率への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | ※この資料は機密ではありません。 | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------|----------------|--|--|--|-----------|----------|----------|------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|------------------------------|------------|---------------------------------|------------------|-------|--|------|--|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠 | | | | | 事前確認段階 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT前段階 | | 事後対応 | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 住民への反 映 | 事務負担 軽減 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員連携等 ※具体的な機長も併せてご記載ください | 住民への反 映 | WT対象 | | | | | | |
| 2650 | 6.1.7 | 割合対象者抽出 | 各種賦課資料に記載された住所対象世帯者が不明の 対象者を抽出できること。 | 各種賦課資料に記載された同一生計配偶者の住所が 不明の対象者を抽出できること。 | 番号法開示法により、同一生計配偶者 も情報提供ネットワークシステムへの開 示対象となる場合があるため。 | | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 実況すべき機能として反映します。 | | | | | |
| 892 | 6.1.7 | 割合対象者抽出 | | 配偶者について、特定非営利活動法人に転出する対 象者を抽出できること。 | 賦課資料より配偶者が不明であるとの条 件のみでは、特定非営利活動法人に転 出する配偶者が対象から漏れるもの考 える。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 同一生計配偶者に対象を設定し、実況すべき機能として反映します。 | | | | | | |
| 2651 | 6.1.9 | 割合対象者抽出 | 各種賦課資料に記載された住所対象世帯者の住所が 不明の対象者を抽出できること。 | 各種賦課資料に記載された同一生計配偶者の住所が 不明の対象者を抽出できること。 | 番号法開示法により、同一生計配偶者 も情報提供ネットワークシステムへの開 示対象となる場合があるため。 | | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 実況すべき機能として反映します。 | | | | | |
| 6029 | 6.1.XX | 割合対象者抽出 | | 次の要件を「実況すべき機能」として追加 ※併修機能になる場合は併修機能あり（機長の 機長員、個人番号利用権等）により抽出し、住居 CSへの一括照会データを出力できること | 機長の機長員は所得情報作成業務の前 段階として住所情報確認作業が完了して いるが、照会件数が多い（令和2年度照会 件数：約4,000件）ため、毎年ベンダーに 照会用データの作成を依頼している。 照会件数が多い状況では、一括照会用 データの作成機能は必須と考ええる。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 6284 | 6.1.XX | 割合対象者抽出 | | 次の要件を「実況すべき機能」として追加 ※併修機能になる場合は併修機能あり（機長の 機長員、個人番号利用権等）により抽出し、住居 CSへの一括照会データを出力できること | 機長の機長員は所得情報作成業務の前 段階として住所情報確認作業が完了して いるが、照会件数が多い（令和2年度照会 件数：約4,000件）ため、毎年ベンダーに 照会用データの作成を依頼している。 照会件数が多い状況では、一括照会用 データの作成機能は必須と考ええる。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 3922 | 6.2.1 | 各種別への回 答 | | 届出した情報の履歴が残り、後で修正することができ るようになること | | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 4454 | 6.2.1 | 各種別への回 答 | | 機長員等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対 して、必要な情報を出力した回答書等が作成できるこ と（請求書も含む）。 | 過半数分についても回答書等を作成す ることを明確にするため。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 3976 | 7.1.1 | 課税根拠 | | 各項目について論理チェックがかかること （前年比較、前月比較を行い増減が一定の割合を超え たら警告を出す） | 誤りなどを指摘しやすくなる。 （この機能がなければ10時間/年の時間を削減 できる） | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 3450 | 8.1.1 | 賦課（課税）情 報伝達 | | 国庫納税通知書、賦課（課税）情報（更正係数等 の異動情報を含む）を受け直すことができること。 元還付情報は年次特別徴収の請求書送付時、配当 金・株式譲渡所得の申告書等に記述し、修正課税 情報等の提供、控除不足額及び発生額もなすこと。 | 国庫で課税通知書なければならぬ場面 があるため。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映する | | 実況すべき機能として反映します。 | | | | | | |
| 3971 | 8.1.1 | 賦課（課税）情 報伝達 | | 年次特別徴収の本額収額も加える | 前年度だけでなく本額収額も同時に伝達 する必要があるため。 | | | | 反映する | 実施しても しくても よい機能 | 機長員連携 (IPW) 記載 の内容も反映 | | 【A5回答】 【B5回答】 【C5回答】 【D5回答】 【E5回答】 【F5回答】 【G5回答】 【H5回答】 【I5回答】 【J5回答】 【K5回答】 【L5回答】 【M5回答】 【N5回答】 【O5回答】 【P5回答】 【Q5回答】 【R5回答】 【S5回答】 【T5回答】 【U5回答】 【V5回答】 【W5回答】 【X5回答】 【Y5回答】 【Z5回答】 | | 反映しない | | 当該機能に包含されているものとの判断します。 | | | | | | |

| 資料1 個人住民税WT 全国普及期への対応方針（補修案件） | | | | | | | | | | | | | | ※この資料表は赤字にしています。 | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------|-----------|--|--|--|-----------|----------|----------|---|--------|---------|---------------------|---------------------|--|--|------|---|-------------------|-------|--------|------|------|--|
| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の概要 | | | | | 事前確認段階 | | 仕替への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT前段階 | | 事後対応 | | |
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕替への反映 | 事前確認対象 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 確定申告書作成 ※具体的な項目も併せてご確認ください | | | | | 仕替への反映 | | WT対象 | |
| 9.1.2 | 2153 | 関係案件 | 下記の検索項目での検索が可能なこと。 ～検索項目～ 氏名（カナ・漢字・アルファベット）、外国人住所氏名 住所（カナ・漢字・アルファベット）、外国人住所氏名 事業所名（カナ・漢字・アルファベット） 課税対象となる年度 生年月日 性別 住所（居住所、課税居住所） 自治体 事業所番号 住民番号 通知番号 法人番号 事業所の指定番号 物件の固定資産通知書で使用している宛先番号 e L T A Xの納税者ID 課税通知番号 口座番号 口座名義人氏名（カナ） | 下記の検索項目での検索が可能なこと。 ～検索項目～ 氏名（カナ・漢字・アルファベット）、外国人住所氏名 住所（カナ・漢字・アルファベット）、外国人住所氏名 事業所名（カナ・漢字・アルファベット） 課税対象となる年度 生年月日 性別 住所（居住所、課税居住所） 自治体 事業所番号 住民番号 通知番号 法人番号 事業所の指定番号 物件の固定資産通知書で使用している宛先番号 e L T A Xの納税者ID 課税通知番号 口座番号 口座名義人氏名（カナ） 追加項目 追加項目 | | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 9.1.2 | 2448 | 関係案件 | | 指定番号 | | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 9.1.2 | 2529 | 関係案件 | 下記の検索項目での検索が可能なこと。 ～検索項目～ ～略 | 下記の検索項目での検索が可能なこと。 ～検索項目～ 住所氏名（外国人など） ～略 | | | | | | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 9.1.2 | 2890 | 通知番号 | 通知番号 | 通知番号（納税義務者等への通知に同字する番号で、納税義務者等を特定し、毎年更新または年度毎に自動更新する。） | | | | | どこかで「通知番号」の変更も入れてください | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 9.1.3 | 2695 | 関係案件 | 検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方一致検索、複合検索ができること。 | 検索画面では氏名・フリガナ・ 生年月日 のあいまい検索、前方一致検索、複合検索ができること。 | | | | | 一部の問合せ者が検索する際に、生年月日によるあいまい検索が行えると利便性が向上するため。 | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 9.1.3 | 3847 | 関係案件 | 検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方一致検索、複合検索ができること。 | 検索画面では氏名・フリガナ・ 生年月日 ・住所・事業所名・ 通知番号 のあいまい検索、前方一致検索、複合検索ができること。 | | | | | あいまい検索や前方一致検索は、氏名・フリガナ以外でも行えた方が個人や事業所の特定が容易になる。 | 反映する | | 実施しなくてもよいため | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |
| 新規 | 4680 | 新規 | 新規 | 平成年度の納税義務者の検索ができること。 | 平成年度であっても、確認している場合には、平成25年度末とある場合は「国法改正」ので、これらの中書に対する個人住民税は、平成25年度と同期に取り扱う必要があるため、また、今年度の届出に関するまでの間に届出されたときでも、引き続き平成25年度と同期に取り扱う必要があるため。 | | | | | 反映する | 実施す→3機能 | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | | |
| 新規 | 4682 | 新規 | 新規 | eLTAxは光ディスクで提供された普通徴収の個人住民税のうち、納税額に普通徴収の特例が認められているものについて、一括で特別徴収に取り替えることができること。 | 大抵所得個人住民税特別徴収の普通徴収にて、「国法改正報告書」が提出された場合、特別徴収の理由は認めず、給与支払報告書の納税額に普通徴収を認める給与の区分（e-1）を記入できる。】という取り扱いはされたため。 | | | | | 反映する | 実施す→3機能 | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映しない | | 普通徴収の特例の記載の有無が、徴収方法（特例か普通）を決定する法的根拠がないため、機能要件へは反映しない整理とします。 | | | | | | |
| - | 2892 | 資料表特例通知登録 | 資料表特例通知登録 | 報告書からの資料表特例通知（eLTAxデータ）を取り込み、一括更新・登録（登録、参照、修正、削除）ができること。 | | | | | 資料表特例通知にも記載がない | 反映する | | 実施す→3機能 | 確定申告書 (P9) 記載の内容を反映 | | 【4年目書】 【5年目書】 【6年目書】 【7年目書】 【8年目書】 【9年目書】 問題ありません。 | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | | | |

| # | 項目番号 | 項目名 | 修正前 | 修正後 | 修正の範囲 | | | | | 事前確認事項 | | 仕組への反映方針 | | WT事前確認 | | | | | WT詳細 | | 参加員注釈 |
|------|------|-----------------|--------------------|---|---|-----------|----------|---|---|--------|---|--|--|--|-------------------------------|-------|------|--|-------------------|--------|-------|
| | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 仕様への反映 | 事務処理形態 | 必要性 | 修正方針 | 確認項目 | 機長員連携実行 ※具体的な機長も併せてご記載ください | | | | | 仕様への反映 | |
| 2894 | ー | 全ての項目 | 変更（登録、修正、削除） | 変更（登録、参照、修正、削除） | | | | | 税務関係の文書の登録（簿籍を登録するときは必ず「参照」が入る必要がある。欄から入って登録が難しくありますので併せてご確認ください。） | 反映する | | 機長員連携（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | |
| 2895 | ー | 全ての項目 | データや一括出力（データを一括など） | 印刷用データで一括出力（印刷用データ）を一括など | | | | | 税務関係の文書の登録（「データ」が印刷用のデータ（PDF等）のことであれば、eTaxやeタスク等も活用しながら「印刷用データ」とし、登録時利用と分かも実装にする。） | 反映する | | 機長員連携（IPF）記載の内容を反映 | | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | |
| 1334 | | 賦課決定日について | | 納税通知書発出日を賦課決定日とすること。 | 納税通知書に際しては別途手書きで地方税を支払う必要があるが、税務関係の項目も登録することは、税務関係に不都合があることから、通知決定日を賦課決定日とすべきとする。（決して納税通知日とはならない。） | | | | 納税通知書の登録条件について、ご留意ください。 ※通知書発出日の設定条件 システム出力日からの日数 システム出力日を指定して、発出日を1～入力 一定期間ごとに発出日を指定する | 要検討 | | 通知書発出日の設定条件について、ご留意ください。 ※通知書発出日の設定条件 システム出力日からの日数 システム出力日を指定して、発出日を1～入力 一定期間ごとに発出日を指定する | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 以下の要件を追加します。 ※必須機能 ・システム出力日とは別に発出日を管理できること。 ・発出日を賦課決定日として管理できること。 ・オプション機能 ・発出日通知書の機長員連携に反映させることができること。 | | | |
| 2621 | | 基本情報管理 | | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | | | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | 反映する | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | 任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ保持できるようにすること。また、この情報を基に居住情報ネットワークシステムにおいて居住情報管理が利用可能であることを。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 以下の要件を追加します。 ※必須機能 ・任意外情報として、賦課期日居住住所と賦課期日住所地をそれぞれ管理できること。 ・オプション機能 ・情報提供ネットワークシステムを用いて、任意外情報等の居住情報や生活保護情報の提供が行えること。 | | | |
| 2671 | | 特別徴収の請求・変更通知書発行 | | 今回取りの送付については送付先を指定しなくても、宛先を自動し、送付先を指定すること。但し、標準的な住所は宛先部分のみとすること。 | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | | | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映しない | | ご意見を踏まえ、不要な機能と判断します。 | | | |
| 2672 | | 普通徴収納税通知書発行 | | 今回取りの送付については送付先を指定しなくても、宛先を自動し、送付先を指定すること。但し、標準的な住所は宛先部分のみとすること。 | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | | | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 送付先を指定し、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映しない | | ご意見を踏まえ、不要な機能と判断します。対応はできません。 | | | |
| 2685 | | 聯合対象者抽出 | | 各種賦課資料に記載された納税義務者の障害情報 [※] が不明の対象者を抽出できること。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | | | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2686 | | 聯合対象者抽出 | | 各種賦課資料に記載された同一住所納税者の障害情報が不明の対象者を抽出できること。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | | | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、申請者への問合せが必要であるため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | ※2685に合わせ対応します。 | | | |
| 2687 | | 聯合対象者抽出 | | 給与支払報告に記載された納税義務者の障害情報が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | | | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映する | | 事前確認時の修正方針より変更なし。 | | | |
| 2688 | | 聯合対象者抽出 | | 給与支払報告に記載された同一住所納税者の障害情報が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | | | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | 情報提供ネットワークシステムで聯合できる障害情報は身体障害者手帳と精神障害者手帳に限定されているため、受給手帳（障害者手帳）や障害者認定対象認定書に記載した場合は、特別徴収義務者への問合せが必要であるため。 | 反映する | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 任意外情報として、印刷し、送付先を解除する手段を廃止したため。 | 【A】回答 【B】回答 【C】回答 【D】回答 【E】回答 【F】回答 【G】回答 【H】回答 【I】回答 【J】回答 【K】回答 【L】回答 【M】回答 【N】回答 【O】回答 【P】回答 【Q】回答 【R】回答 【S】回答 【T】回答 【U】回答 【V】回答 【W】回答 【X】回答 【Y】回答 【Z】回答 | | | 反映しない | | 特別徴収ネットワークシステムで障害者情報の提供が利用可能となる予定があるため、反映は要しと判断します。 | | | |

